

令和3年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第1日目 令和3年3月9日(火)

- 議長 伊藤秋雄 おはようございます。
ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。
これより、3月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。3番 伊藤敦朗君、4番 北嶋賢子君を指名いたします。
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 伊藤敦朗君の報告を求めます。
- 議会運営委員長 伊藤敦朗 おはようございます。私から、3月定例会の日程・運営等について、審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。
去る2月26日午前10時から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、3月定例会の日程・議案等について、委員会が開かれました。
今回の定例会の議案等は、補正予算関係議案が6件、条例関係議案が5件、各種計画の策定及び変更議案が2件、指定管理者の指定議案が1件、町有地の処分議案が1件、当初予算関係議案が7件、陳情は1件であります。
また、一般質問者は6名となっております。
今定例会の日程は、皆様に配布した資料のとおりであります。初日が議長の諸般報告、町長の行政報告、町長並びに教育長の施政方針、議案の上程、提案理由の説明、議案に対する質疑を行い、議案並びに陳情について、各常任委員会に付託することといたします。
2日目は一般質問を行い、終わり次第、各常任委員会に入っております。
なお、8番 畠山一充議員より、一般質問の参考資料として、本町の人口に関する資料配布の申し出があり、議会運営委員会、議長、副議長で協議した結果、資料の配布を許可することと致しましたのでご報告致します。
最終日は、各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告のあと討論・採決を行います。
今定例会は常任委員会での各会計当初予算の審議に時間を要することから、本日から3月17日までの9日間で行うことにいたしました。
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会のご報告といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
- 議長 伊藤秋雄 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から17日までの9日間と決定して、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、そのように決定しました。
議事日程については、配布している日程表のとおりであります。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第3、議長の諸般報告に入ります。この報告は、令和2年12月定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷し、皆様のお手元に配布しております。
その報告書をもって議長の諸般報告にかえさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らってご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。
以上で議長の諸般報告を終わります。
日程第4、これより町長の行政報告を求めます。
- 町長 畠山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)
- 議長 伊藤秋雄 確認の意味で申し上げますが、行政報告以外の事項に対する質問、並びに10日の一般質問と重複する質問は控えてくださるよう、また、一人一問程度で簡潔にお願いします。町長の行政報告に対する質問を行います。
質問のある方は挙手してください。はい、8番 畠山一充君。

8番 畠山一充 8番です。先程、畠山町長から行政報告あったんですけども、建設関係の方なんですけども、1月のかなりの寒波・暴風雪がありまして、町民の方始め高齢者の方とか難儀しましたけども、町内会の方で除雪作業、役場からも来て頂いて実施されたところあったと思うんですけども、何件ぐらい参考までにあつたでしょうか。お伺いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただ今のご質問でございますが、町内会で実施した場合、町の助成金3万円ある訳なんですけども、その申請が確か3件、4件、すいませんはっきりした数字頭に入っていないんですけども、その程度でございました。以上でございます。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて、町長の行政報告に対する質問を終わります。次に、日程第5、町長の施政方針を求めます。

町長 畠山菊夫 (町長の施政方針 別紙のとおり)

議長 伊藤秋雄 次に、日程第6、教育長の町教育に関する施政方針を求めます。

教育長 江畠廣 (教育長の施政方針 別紙のとおり)

議長 伊藤秋雄 教育長の施政方針を終わります。
次に、日程第7、議案第5号から、日程第29、陳情についてまでの、22議案・陳情1件を各常任委員会に付託する関係で一括上程したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。はい、1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 一括上程なんですけど、日程第18、議案第16号 第6次八郎潟町総合計画 後期基本計画の策定について、各委員会に付託されることになっています。
各委員会に付託されるということは、住民教育の関係であれば住民教育、従って住民教育委員会の人は産業の関係に関与することは出来ません。
そうなることを恐れて、私は議員12人が特別委員会でも設けて或いは協議会を設けて、全員で協議した方が非常にノーマルな形だと思いますが、これは全員で話し合うべきだと思います。
次に、議案第17号の変更について、それから今一つ確認したいのですが、議案第15号の八郎潟町債権管理条例の制定については、これは総括質問の中で質問してもよろしいのでしょうか。それ一つ確認させてください。

議長 伊藤秋雄 暫時休憩します。
(休 憩)
(再 開)

議長 伊藤秋雄 再開します。ただ今、1番の加藤千代美君から動議が提出されました。この動議に賛成者はおりますでしょうか。おりますか。
ただ今、動議が議題として採決されます。この採決は起立によって行います。ご起立ください。
(起立多数)

議長 伊藤秋雄 賛成多数ですので、よって動議は可決されました。それでは明日でも議会運営委員会で、この動議についての取り計らいをしてもらいたと思いますが、明日の朝、議会運営委員長さんどうですか。

9番 金 一義 決まったべ。

議長 伊藤秋雄 やります。町長の提案理由の中でも質問とります。その中でもとって行きますが、この問題に対して一括で全員でやりたい、ということですのでそこら辺を相談してもらえば

- 5番 石井清人 議長、今、動議が成立したからこの16号、17号の特別委員会の設置を議運で諮ればいいんでないですか。
- 議長 伊藤秋雄 はい、議運で諮ります。あとでやってもらいたいと思います。いいですか。それでは、明日でも今日終わってからでも、議会運営委員会を開いてこの動議について、審議してもらいたいと思います。それをお願いします。次に移ります。日程第7、議案第5号から日程第29、陳情についてまでの22議案、陳情1件を各委員会に付託する関係で、一括上程しますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 休憩します。
(休 憩)
(再 開)
- 議長 伊藤秋雄 再開します。加藤議員からの発言がありましたので、ただ今から議会運営委員会を開いて、この日程第18と19について議会運営委員会を開いてもらいたいと思いますので、その間、暫時休憩します。
(休 憩)
(再 開)
- 議長 伊藤秋雄 再開します。ただ今、第一委員会室で議会運営委員会を開きました。議会運営委員長から報告をお願いします。3番 伊藤敦朗君。
- 議会運営委員長 伊藤敦朗 ただ今、加藤議員の方から質疑ありました意見につきまして、議会運営委員会におきまして審議致しました結果をご報告いたします。日程ではなく議案で説明させていただきます。議案第16、17号に関しましては全員参加の特別委員会を設置いたしました。協議に関しましては、3月11日、10時より本会議場において協議いたしたいと思っておりますので、そのように議会運営委員会として決定いたしました。以上で報告を終わります。
- 議長 伊藤秋雄 ただ今、議会運営委員長から報告ありました。これに対してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 異議ないと認めますので、そのように決定いたします。加藤議員には、日程第17の八郎潟町債権管理条例の制定については、総括の方でやってもらいたいと思います。日程第7、議案第5号から先程の日程第18、19を除いての議案が22件ありますが、陳情1件、各委員会に付託する関係で一括上程したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。提案理由の説明を求めます。
- 長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。始めに、補正予算書をご覧ください。
- 議案第5号 令和2年度八郎潟町一般会計補正予算(第10号)について
補正予算書1ページをご覧ください。歳入歳出に、それぞれ2億279万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億8,175万円としております。
6ページ、第2表「継続費補正」をご覧ください。
新庁舎建設事業につきましては、令和2年度の年割額を3億9,168万7千円に変更し、補正後の総額を14億695万7千円としております。
これは工事監理業務委託料及び工事請負費の実績により年割額及び総額を変更するものでございます。
7ページ、第3表「繰越明許費」につきましては、総務費のファイリングシステム導入支援事業346万5千円をはじめ、記載しております6事業について、総額4,221万3千円を令和3年度へ繰り越すものであります。

それでは歳入の概要をご説明いたします。

いずれの科目につきましても、交付額の確定や実績見込みなどにより、歳入額を追加または減額しております。

14・15ページ、地方交付税の普通交付税に1億113万8千円を、16・17ページ、民生費国庫負担金の国保保険基盤安定負担金に186万2千円を、低所得者介護保険料軽減負担金に697万7千円をそれぞれ追加しております。

また、教育・保育施設運営費負担金は1,197万8千円を、児童手当負担金は299万5千円をそれぞれ減額しております。

総務費国庫補助金につきましては、特別定額給付金に係る事業費及び事務費の確定により、総額で637万3千円を減額しております。

土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金2,151万7千円、地域住宅交付金2,237万9千円をそれぞれ減額しております。

18・19ページ、民生費県負担金では国保保険基盤安定負担金474万9千円、低所得者介護保険料軽減負担金348万8千円をそれぞれ追加しております。

また、教育・保育施設運営費負担金については、572万6千円を減額しております。

農林水産業費県補助金では、農地耕作条件改善事業費補助金を289万9千円減額しております。

20・21ページ、教育費県補助金の農山漁村地域整備交付金1,268万8千円の減額は、臼ヶ口V遺跡の発掘調査費の確定によるものでございます。

財産収入の利子及び配当金には、総額で428万円を追加しております。これは、財政調整基金預金利子426万4千円をはじめ、6基金の預金利子であります。

寄附金、指定寄付金につきましては、八郎潟町がんばれふるさと基金寄附金200万円を減額しております。

22・23ページ、繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、2億3,373万9千円を減額し、補正後の繰入額を9,519万7千円としております。減債基金繰入金7千万円の追加につきましては、起債の繰上償還に充てるためのものであります。前年度繰越金には1億5,150万6千円を追加しております。

24・25ページ、町債につきましては、事業費の確定、実績見込みなどにより、総額で1億8,430万7千円を追加しております。内訳につきましては、8・9ページ、の第4表「地方債補正」をご覧ください。

臨時財政対策債の借換の財源となる県振興資金貸付金1億9,690万円など、4事業については、新たに起債を追加したほか、基幹水利ストックマネジメント事業債をはじめ、7事業については限度額を変更しております。

また、町道上沖谷地昼根下線道路改良事業債については、事業の見送りにより起債を廃止しております。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

28・29ページ、総務費、財産管理費の積立金に、総額2,354万5千円を追加しております。

そのうち、財政調整基金積立金に426万4千円を、八郎潟町頑張れふるさと基金に1,471万9千円をそれぞれ追加しております。

30・31ページ、新庁舎建設事業費につきましては、工事監理業務委託料及び工事請負費の実績などにより、総額で5,115万5千円を減額しております。

特別定額給付金給付事業費につきましても、事業の終了により総額で637万2千円を減額しております。

34・35ページ、社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金に871万3千円を、老人福祉費の介護保険特別会計繰出金には1,363万3千円をそれぞれ追加しております。

36・37ページ、児童措置費の児童手当459万円及び施設型給付費378万1千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

40・41ページ、衛生費、健康増進事業費の総合健診委託料829万3千円の減額は新型コロナウイルス感染拡大の影響による、早朝総合健診の中止によるものでございます。

44・45ページ、農業費、農地費に高岳地区ほ場整備事業負担金2,025万5千円を、湛水防除事業負担金に1,017万5千円をそれぞれ追加しております。

46・47ページ、商工費の一日市盆踊り補助金については、新型コロナウイルスの感染拡大により、事業が中止となったことから、450万円を減額しております。

道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業につきましては、総額で3,531万5千円を減額しております。これは、社会資本整備総合交付金の減額配分による事業の精査

等によるものであります。

48・49ページ、住宅費、公営住宅整備費につきましても、交付金の減額配分による事業の精査等により、総額で4,328万8千円を減額しております。

都市計画費の公共下水道事業特別会計繰出金については、549万3千円を減額しております。

消防費の湖東地区行政一部事務組合負担金は、590万5千円を減額しております。

これは、同組合予算の歳入において、前年度繰越金を組み入れたことなどによるものでございます。

50・51ページ、消火設備等負担金413万9千円の減額は、消火栓の設置を次年度に見送ったことなどによるものでございます。

56・57ページ、保健体育総務費の東京2020大会聖火リレー開催事業負担金372万4千円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によるものでございます。

58・59ページ、公債費、元金の長期償還金499万4千円の減額は、借入額、利率及び償還期間などの確定によるものであり、3億8,522万6千円の追加は、臨時財政対策債の繰上償還及び借換に係るものでございます。

なお、各項目に計上されている人件費につきましては、60・61ページの給与明細書に総額を記載しております。特別職では387万2千円、一般職でも2,745万1千円の減額となっております。

以上が一般会計補正予算（第10号）の概要であります。

議案第6号 令和2年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

67ページ、歳入歳出から、それぞれ484万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億7,421万8千円としております。

74・75ページ、歳入の主なもの、県支出金、保険給付費等交付金の普通交付金に239万7千円を追加し、特別交付金を126万5千円減額しております。

また、一般会計繰入金に871万3千円を追加し、前年度繰越金は1,468万8千円の減額としております。

76・77ページ、歳出の主なものは、今後の支払い見込みにより、保険給付費の一般被保険者高額療養費を196万5千円追加しております。

78・79ページ、保険事業費、特定健康診査等事業費の健診委託料399万3千円及び保健衛生普及費のデータヘルス計画関連保健事業業務委託料462万9千円の減額は、いずれも新型コロナウイルス感染拡大の影響によるものでございます。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

議案第7号 令和2年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

81ページ、歳入歳出に、それぞれ49万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,915万7千円としております。

88・89ページ、歳入は、前年度繰越金に50万3千円を追加しております。

90・91ページ、歳出は令和元年度の精算分として、一般会計繰出金に50万3千円を追加しております。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

議案第8号 令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

93ページ、歳入歳出から、それぞれ339万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億1,576万8千円としております。

96ページ、第2表「繰越明許費」につきましては、秋田湾・雄物川流域下水道事業について、419万2千円を令和3年度に繰り越すものでございます。

102・103ページ、歳入は、一般会計繰入金を549万3千円減額し、下水道事業債210万円を追加しております。

104・105ページ、歳出の主なものは、下水道費の秋田湾・雄物川流域下水道事業負担金に212万7千円を追加し、下水道維持管理費では実績見込みにより修繕料200万円をはじめ総額520万円を減額しております。

以上が公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

議案第9号 令和2年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

107ページ、保険事業勘定の歳入歳出に、それぞれ589万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億5,502万3千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出に、それぞれ61万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を479万8千円としております。

114・115ページ、保険事業勘定の歳入の主なものは、保険料、第1号被保険者保険料の減年度分特別徴収保険料を373万6千円減額し、国庫支出金を総額で167

万7千円追加しております。

116・117ページ、繰越金は、その他一般会計繰入金を総額で1,363万3千円追加し、介護給付費準備基金繰入金につきましては、全額の1千万円を減額しております。

前年度繰越金は406万4千円の追加としております。

118・119ページ、保険事業勘定の歳出の主なものにつきましては、保険給付費の介護サービス等諸費に総額150万円を、120・121ページ、介護予防サービス等諸費に総額150万円を、高額医療合算介護サービス等費に100万円をそれぞれ追加しております。いずれにつきましても給付見込みによるものであります。

122・123ページ、介護給付費準備基金積立金には249万9千円を追加しております。

132・133ページ、介護サービス事業勘定の歳入は、介護予防サービス計画費収入に61万4千円を、134・135ページ、歳出は保険事業勘定繰出金に同額の61万4千円をそれぞれ追加しております。

以上が介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

議案第10号 令和2年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第4号）について

137ページ、収益的支出に1,148万4千円を追加し、総額を1億6,050万4千円としております。

また、資本的収入から414万円を減額し、総額を7,329万9千円とし、138ページ、資本的支出から413万9千円を減額し、総額を1億1,806万8千円としております。

140・141ページ、収益的支出の主なものは、原水及び浄水費の浄水場電気料を100万円、配水及び給水費の配水管・給水装置修繕費100万円をそれぞれ減額しております。

また、資産減耗費の固定資産除却費には1,474万4千円を追加しております。

142・143ページ、資本的収入では、消防設備等負担金414万円を減額し、資本的支出では消火栓新設工事362万2千円など総額で413万9千円を減額しております。

以上が上水道特別会計補正予算（第4号）の概要であります。

次に、会議日程資料の6ページをご覧ください。

議案第11号 八郎潟町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

八郎潟町学校運営協議会の設置に伴い、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員となる協議会委員の報酬及び費用弁償について定める必要があることから、本条例を改正するものでございます。

主な内容は、別表に学校運営協議会委員を加え、報酬の日額を2,000円と定めたことであります。

なお、本条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。

次に、8ページをご覧ください。

議案第12号 八郎潟町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が、令和3年2月13日から施行され、新型コロナウイルス感染症に関する特例の附則が削除されたことに伴い、この附則を参照している規定を改める必要があることから、本条例を改正するものでございます。

主な内容は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の定義を改めたことであります。

なお、本条例は、公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用することとしております。

次に10ページをご覧ください。

議案第13号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

八郎潟町国民健康保険税の賦課方式について、現行の所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の4方式から、「資産割額」を廃止した3方式に段階的に変更することから、本条例を改正するものでございます。

主な内容は、資産割額の賦課方式について、現状の課題や社会情勢を踏まえ、令和3年度から段階的に割合を減じ、令和5年度に廃止するものであります。

なお、本条例は、第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条の規定は令和4年4

月 1 日から、第 3 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日施行することとしております。

次に、16 ページをご覧ください。

議案第 14 号 八郎潟町介護保険条例の一部を改正する条例について

介護保険法に基づき、第 8 期事業計画期間中における第 1 号被保険者に係る介護保険料率を定めるとともに、所要の規定の整備を図る必要があることから、本条例を改正するものでございます。

主な内容は、第 8 期における介護保険料率を第 7 期と同額とすることから、保険料率の期間を令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における保険料率に改めること、減額賦課に係る保険料率の適用年度を、令和 3 年度から令和 5 年度までに改めること等であります。

なお、本条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとしております。

次に、18 ページをご覧ください。

議案第 15 号 八郎潟町債権管理条例の制定について

町の債権の管理に関する事務について、必要な事項を定めることにより、公平かつ公正な町民負担の確保及び当該事務の一層の適正化を図り、もって健全な行財政運営に資することから、本条例を制定するものでございます。

主な内容は、債務者に関する情報の共有について定めたこと、連帯保証人の設定・督促・滞納処分・強制執行・履行期限の繰り上げ・債権の申出・履行延期の特約・免除等について規定したこと、債権放棄について規定したこと等であります。

なお、本条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとしております。

次に、23 ページをご覧ください。

議案第 16 号 第 6 次八郎潟町総合計画 後期基本計画の策定について

令和 3 年 4 月から 5 年間の計画期間とする第 6 次八郎潟町総合計画後期基本計画を定めることについて、八郎潟町議会基本条例第 8 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、24 ページをご覧ください。

議案第 17 号 八郎潟町過疎地域自立支援計画の変更について

解体基金条例に基金を積み立てるため、現行計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、30 ページをご覧ください。

議案第 18 号 八郎潟町の公の施設に係る指定管理者の指定について

令和 3 年 3 月 31 日をもって指定管理者の指定期限が終了する 20 の町施設について、令和 3 年度から 3 年間の指定管理者を引き続き指定することから、地方自治法第 24 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、32 ページをご覧ください。

議案第 19 号 町有地の処分について

町有地を処分することに伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、令和 3 年度八郎潟町各会計予算案の概要についてご説明申し上げます。当初予算書をご覧ください。

議案第 20 号 令和 3 年度八郎潟町一般会計予算について

予算書 1 ページ、歳入歳出予算の総額を 40 億 1,795 万 4 千円とし、前年度比 9 億 4,565 万 3 千円、30.8%の増となっております。

別添の一般会計予算資料の 2 ページをご覧ください。

歳入につきましては、町税、繰入金などの自主財源が総額で 9 億 4,673 万円と、前年度比 1 億 4,463 万 2 千円、18.0%の増となっております。

また、地方交付税、町債などの依存財源につきましては、総額で 30 億 7,122 万 4 千円と、前年度比 8 億 102 万 1 千円、35.3%の増となっております。

同じく予算資料の 4 ページ、性質別の歳出につきましては、人件費、扶助費などの義務的経費が、総額で 13 億 9,010 万 8 千円と、前年度比 2,845 万 5 千円、2.0%の減であり、物件費、補助費等などの消費的経費につきましては、総額で 9 億 545 万 9 千円と、前年度比 724 万 2 千円、0.8%の増となっております。

普通建設事業費を主とする投資的経費につきましては、総額で12億4,145万7千円と、前年度比9億4,492万円、318.7%の増となっております。

また、貸付金、繰出金などその他経費につきましては、総額で4億8,093万円と、前年度比2,194万6千円、4.8%の増となっております。

それでは、予算の主なものをご説明いたします。

歳入ですが、当初予算書11ページをご覧ください。

町税に4億2,548万4千円を計上し、前年度比2,246万3千円の減としております。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税を合せ、前年度同額の14億7千8百万円としております。

国庫支出金は、2億9,793万3千円を計上し、前年度比25万8千円の増としており、県支出金は前年度比1,461万2千円減の2億1,664万5千円を計上しております。

繰入金には、4億971万9千円を計上し、前年度比1億7,017万3千円の増としております。これは、財源不足を補うため財政調整基金繰入金に前年度比1億7千5百万増の3億9千5百万円を計上したことによるものでございます。

町債は、新庁舎建設事業の財源として市町村役場機能緊急保全事業債を活用することから、前年度比8億1,510万円増の9億4,840万円を計上しております。

内訳につきましては9ページの第3表「地方債」をご覧ください。掲載している11事業については、いずれも交付税措置のある地方債であります。

なお、歳入の詳細につきましては、14ページから39ページまで記載しております。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

50・51ページ、総務費、電子計算費の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金に4,261万7千円を計上しております。

これは、平成26年度から稼働している県内町村の電算システム共同化に係る負担金で、均等割及び人口割による共通経費が270万円、システム保守及び利用などの事業経費負担分が3,991万7千円となっております。

自治振興費に湖東厚生病院運営費補助金1,766万1千円を計上しております。これは、運営費の補助上限額を1億6,862万5千円としたもので、その3分の2を秋田県が、残り3分の1の5,620万8千円を構成4町村で補助するものでございます。

4町村における平等割、人口割、入院・外来利用割等で算出した本町の負担割合は31.42%となっております。

52・53ページ、新庁舎建設事業費につきましては、継続費を設定している新庁舎建設工事監理業務委託料1,469万1千円、新庁舎建設工事10億57万9千円をはじめ総額で10億3,018万7千円を計上しております。

64・65ページ、民生費、社会福祉総務費には社会福祉協議会事務局職員設置費補助金1,841万3千円、トータルケアを推進する地域福祉協力員設置人材育成事業補助金に515万9千円、繰出金には国民健康保険特別会計繰出金4,295万円をそれぞれ計上しております。医療給付費の扶助費には、福祉医療費を総額で5,377万円計上しており、町単独分は675万円となっております。

66・67ページ、障害福祉費の扶助費には、自立支援給付費の1億6,398万2千円をはじめ、総額で1億8,311万7千円を計上しております。

68・69ページ、介護保険特別会計繰出金には1億3,852万1千円を計上しております。

72・73ページ、児童措置費には地域子育て支援センター事業委託料849万1千円すこやか子育て支援事業費補助金1,109万1千円をそれぞれ計上しております。

児童手当5,205万円は、中学校修了前までの児童等に支給されるものであります。

施設型給付費1億920万2千円につきましては、認定こども園の運営に係るものであります。

76・77ページ、衛生費、予防費には、新型コロナウイルスワクチン予防接種に係る経費を含め総額4,159万9千円を計上しております。

80・81ページ、健康増進事業費には総合健診委託料1,300万3千円を計上しております。

82・83ページ、環境衛生費に湖東地区行政一部事務組合負担金の衛生費分として590万円を、84・85ページ、後期高齢者医療に県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金8,705万6千円を、繰出金には後期高齢者医療特別会計への事務費及び

保険基盤安定繰出分として総額で2,758万2千円をそれぞれ計上しております。

塵芥処理費にあつては、ゴミ収集業者委託料に1,339万8千円、86・87ページ、八郎湖周辺清掃事務組合負担金に5,488万2千円、し尿処理費では、八等潟町・井川町衛生処理施設組合負担金1,049万3千円をそれぞれ計上しております。

上水道費の上水道整備事業出資金1,403万6千円は、生活基盤施設耐震化等交付金事業として実施する送水管布設替工事に係るものでございます。

90・91ページ、農林水産業費、農業振興費では農地耕作条件改善事業委託料619万4千円を計上しております。これは、農地中間管理機構をとおして担い手に集積された農地について、区画拡大、暗渠排水整備を行うものでございます。

92・93ページ、農地費では、高岳地区ほ場整備事業負担金3,347万9千円、基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金1,393万円、特定農業用管水路等特別対策事業負担金515万円などを計上しております。そのうち、高岳地区ほ場整備事業につきましては、整備区域の中央部について区画整理及び用排水路工事を、基幹水利施設ストックマネジメント事業につきましては、川口地域の揚水機・高架水槽の関連工事などを県が実施するものであります。土地改良施設管理費の多面的機能支払交付金3,174万5千円につきましては、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動を支援するものでございます。

96・97ページ、商工振興費の、まちづくり活動センター管理運営委託料1,066万2千円は、同センターの管理運営に係る人件費、光熱水費及び燃料費などでありす。

HachiLAB補助金1,950万円は、はちらぼHOUSE・商店などの収益事業に係る補助であります。貸付金には、秋田県信用保証協会貸付金2,100万円を計上しております。

100・101ページ、道路維持舗装費に町道・下水路整備工事1,167万6千円を計上しております。これは、町道家ノ後団地1号線の防護柵改修工事をはじめ町道の維持補修等に係るものでございます。

102・103ページ、社会資本整備総合交付金事業の町道整備工事3,522万2千円につきましては、町道上沖谷地昼根下1号線道路改良工事などに係るものでございます。

道路メンテナンス事業につきましては、総額で4,324万円を計上しております。そのうち、ふれあいロード橋補修工事関連経費としては、補修工事委託料1,089万円、町道整備工事2,744万2千円であります。

なお、ふれあいロード橋補修工事の業務委託分については、8ページの第2表「債務負担行為」に記載のとおり、期間を令和5年度まで、限度額を1億4,375万9千円とする債務負担行為を設定しております。

106・107ページ、公共下水道費には、公共下水道事業特別会計繰出金1億4,149万7千円を、消防費の常備消防費には、湖東地区行政一部事務組合負担金1億5,446万4千円をそれぞれ計上しております。

110・111ページ、災害対策費に防災行政無線屋外子局改良工事2,407万4千円を計上しております。

これは、老朽化している屋外子局のうち、3基について改良工事を実施するものでございます。

112・113ページ、教育費、教育助成費には通学児童バス定期券購入補助金126万7千円、学校給食費助成金1,786万3千円をそれぞれ計上しております。

114・115ページ、学校管理費には校舎外壁等改修工事設計業務委託料706万8千円を計上しております。

124・125ページ、保健体育総務費の東京2020大会聖火リレー開催事業負担金372万4千円は、6月9日に本町を通過するオリンピック聖火リレーに係るものでございます。

130・131ページ、公債費には、元金・利子を合わせ総額で3億7,456万9千円を計上しております。

なお、各項目に計上されている人件費につきましては、134ページからの給与明細書に記載しております。特別職については総額で9,189万1千円、一般職は総額で5億542万2千円となっております。

141ページ、地方債の令和3年度末借入残高は、役場新庁舎建設事業に係る起債額の増などにより、36億2,844万7千円の見込みとなっております。

以上が一般会計当初予算の概要であります。

議案第21号 令和3年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について

143ページ、歳入歳出予算の総額を6億3,553万8千円とし、前年度比3,3

26万6千円、5.0%の減としております。

150・151ページ、歳入の主なもの、国民健康保険税に総額9,281万9千円を計上し、前年度比863万8千円の減となっております。

152・153ページ、県補助金には総額で4億7,349万3千円を計上しております。

154・155ページ、繰入金的一般会計繰入金には、保険基盤安定負担金、出産育児一時金、財政安定化支援事業分として4,294万9千円を計上し、繰越金を2,621万5千円としております。

158・159ページ、歳出の主なもの、保険給付費の一般被保険者療養給付費に4億189万3千円を計上しております。

160・161ページ、高額療養費では、一般被保険者高額療養費に5,546万5千円を計上しております。

162・163ページ、国民健康保険事業納付金の医療給付費分には、総額で1億20万9千円を、164・165ページ、後期高齢者支援金等分には総額で3,387万3千円を、介護納付金分には815万8千円をそれぞれ計上しております。

以上が国民健康保険特別会計予算の概要でございます。

議案第22号 令和3年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について

171ページ、歳入歳出予算の総額を8,547万円とし、前年度比342万1千円、4.2%の増としております。

178・179ページ、歳入の主なもの、後期高齢者医療保険料に総額で5,757万2千円を、一般会計繰入金には、事務費及び保険基盤安定分を合わせ総額で2,758万1千円をそれぞれ計上しております。

182・183ページ、歳出の主なもの、後期高齢者医療広域連合納付金に8,221万7千円を計上しております。

以上が後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。

続きまして、会議日程資料34ページをご覧ください。

議案第23号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて

一般会計から公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、予算書187ページをご覧ください。

議案第24号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算について

187ページ、歳入歳出予算の総額を3億479万5千円とし、前年度比196万4千円、0.6%の増となっております。

194・195ページ、歳入の主なもの、使用料に7,599万4千円を、一般会計繰入金に1億4,149万7千円をそれぞれ計上しております。

町債は建設利息償還金7,320万円をはじめ総額で8,730万円としております。

198・199ページ、歳出の主なもの、秋田湾・雄物川流域下水道事業費に、同事業負担金472万1千円を、下水道維持管理費に総額で7,054万7千円をそれぞれ計上しております。

200・201ページ、公営企業法適用化移行事業につきましては、システム構築委託料641万6千円、法適用化移行支援業務委託料308万円をそれぞれ計上しております。公債費は元金・利子を合わせ総額で2億1,996万7千円としております。

以上が公共下水道事業特別会計予算の概要であります。

議案第25号 令和3年度八郎潟町介護保険特別会計予算について

207ページ、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を9億1,652万4千円とし、前年度比1,294万円、1.4%の増としております。また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、450万5千円と、前年度比67万4千円、17.6%の増としております。

214・215ページ、歳入の主なもの、保険料の第1号被保険者保険料に1億6,965万7千円を、国庫支出金の介護給付費負担金に1億4,906万1千円を、216・217ページ、国庫補助金に総額で7,372万9千円を計上しております。

また、支払基金交付金には総額で2億3,855万1千円を、県支出金の介護給付費負担金には1億3,044万1千円をそれぞれ計上しております。

218・219ページ、一般会計繰入金は、介護給付費繰入金1億750万円をはじめ、総額で1億3,852万1千円としております。

224・225ページ、歳出の主なものは、総務費の認定審査会共同設置負担金に332万9千円を計上しております。

226・227ページ、保険給付費、介護サービス等諸費には総額で7億5,720万4千円を、228・229ページ、介護予防サービス等諸費には総額で1,490万3千円を、230・231ページ、高額介護サービス等諸費には総額で2,501万円を、特定入所者介護サービス等費には総額で5,902万2千円をそれぞれ計上しております。

232・233ページ、地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費には、総額で2,083万6千円を、236・237ページ、包括的支援予防事業・任意事業費には、総額で1,827万2千円をそれぞれ計上しております。

以上が介護保険特別会計予算の概要であります。

議案第26号 令和3年度八郎潟町上水道特別会計予算について

255ページ、給水戸数を前年度比5戸減の2,610戸、年間総給水量を前年度比1,500立方メートル増の53万2,500立方メートルと見込んでおります。

274・275ページ、収益的収入の給水収益には、1億4,000万1千円を計上しております。

276・277ページ、収益的支出の主なものは、営業費用、原水及び浄水費の委託料に高度浄水処理設備保守点検業務委託料360万8千円を、278・279ページ、動力費に浄水場電気料1,320万円を、薬品費に379万4千円をそれぞれ計上しております。工事請負費には経年劣化により活性炭ろ過機廻り電動弁更新工事976万8千円を計上しております。

配水及び給水費、委託料には水道台帳システム作成業務委託料618万2千円、水道施設台帳作成業務委託料325万6千円をそれぞれ計上しております。

280・281ページ、総係費、委託料の町村共同電算システム利用料152万6千円は、県内町村の電算システム共同化に係る利用料であります。

282・283ページ、減価償却費では有形固定資産減価償却費として5,475万1千円を、営業外費用、支払利息には企業債利息530万1千円をそれぞれ計上しております。

286・287ページ、資本的収入は、企業債に4,320万円を、一般会計出資金

に1,403万6千円を、国庫補助金に2,807万3千円をそれぞれ計上しております。

いずれにつきましても生活基盤施設耐震化等交付金事業に係る収入でございます。

資本的支出の主なものは、建設改良費、配水施設整備費の工事請負費に4号配水ポンプ更新工事1,067万円を計上しております。

また、送水管布設替工事費8,432万6千円は、法定耐用年数40年を経過し耐震性に劣る石綿管を、耐震性のある铸铁管に布設替えするものでございます。

企業債償還金には、3,306万8千円を計上しております。

以上が上水道特別会計予算の概要でございます。

以上の会計につきましては、地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、議案に対する質疑を行います。
始めに、日程第7、議案第5号 令和2年度八郎潟町一般会計補正予算（第10号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、8番 畠山君。

8番 畠山一充 8番です。ページ数にしますと47ページなんですけども、8款の2項のところの18節なんですけど、26万9千円の減額なんですけども、八郎潟町の除雪機械運転育成支援事業補助金ということで、減額補正されてます。
先程、私ちょっと町長の行政報告のときに雪の件話したんですけども、最近温暖化の影響もあって、冬期間もかなり寒波がおきまして除雪等、町民の方が難儀しております。実際この育成という形で進めて行かないと、今後の除雪等に支障をきたすこともありますので、この補助金の経緯及び何て言いますか、その支出との対策も含めて考えがあれば教えてもらいたいと思います。

議長 伊藤秋雄 村井建設課長。

建設課長 村井健一 ご質問にお答えします。まず初めに補助金の趣旨についてでございますが、議員言

われますとおり、このとおりオペレーターが全然不足な状態が町の中であるということで、3年程前から新しく創設されたものでございます。

内容につきましては、除雪機械を運転するための車両系の技能講習、あるいはその大型特殊の免許取得等々、一人当たり10万円程度の予算計上と、3人分位を毎年当初予算で補充しております。

今回につきましては、お一人の方のみの申請がございまして、且つその方は運転免許取得した方とございまして、3万1千円の技能講習等のごくわずかなものを補助したということです。

後、ちなみに経費の3分の2の補助率でございます。以上でございます。

8番 畠山一充 後、今後の周知なんかどのような形で。

建設課長 村井健一 それにつきましては毎年10月位に、広報等でこういうことやってますということで掲載はしてございますが、中々こう人員的には今年は1人、その前は2人とこれまでに5名程の実績に留まっている状態でございます。今後いろいろな形でPRして何とかオペレーターの確保に努めるようにします。以上です。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。はい、2番 小柳君。

2番 小柳 聡 2番 小柳です。41ページ、健康推進事業費のところ委託料、これ総合健診委託料が829万3千円ほどが更正されているんですけども、これは個別検診を差し引いた上での更正、ということでよろしいでしょうか。ちょっと確認の意味でお伺いいたします。

議長 伊藤秋雄 一ノ関保健課長。

保健課長 一ノ関一人 総合健診の委託料については、医療機関での個別検診等も含まれております。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。はい、1番 加藤君。

1番 加藤千代美 補正予算書の45ページ、農業振興費の18の機構集積協力金この中身を教えてくださいませんか。

議長 伊藤秋雄 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 機構集積協力金につきましては、実際の利用者は1名だけでありました。48アールの機構への関係です。以上です。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。4番 北嶋さん。

4番 北嶋賢子 今、加藤さんが言った同じ45ページの時期を教えてくださいんですけども、湛水防除事業というのは、どういう事業なんでしょうか。

議長 伊藤秋雄 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 湛水防除につきましては、土地改良区さんの事業となります。排水機場との事業となります。以上です。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。

4番 北嶋賢子 ごめんなさい。私聞き逃したかもしれないですけども、湛水防除事業という工事の内容を教えてください。

産業課長 千田浩美 ちょっとお待ちください。すいません。八郎潟土地改良区管内の排水機場の修繕工事です。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。2番 小柳君。

2番 小柳 聡 確認させてください。29ページの南秋地域公共交通活性化協議会負担金で108万差し引いて、これ25ページの方では雑入で還付金が入ってるんですが、ここ説明して

いただけますか。

議長 伊藤秋雄 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 29ページの歳出の協議会での負担金108万1千円でございますが、これは当初計画に対して利用者数が少なかったために、協議会として総額639万8千円を追加してございます。

それに対して八郎潟町の負担割合12%分について増額してございます。その他にも乗合タクシーの分も若干追加してございまして、そちらの方は79.5%の負担割合で追加をしてございます。

それに対し歳入の25ページ、こちらの方は3町の協議会の方に国から地域幹線系統補助金というものが、662万6千円協議会の方に国から入ってきております。

そちらにつきましては、令和元年10月から令和2年9月までの運行に係る補助金でございまして、今年度の最後の補正につきまして、入ってきた補助金を3町の方に分配する予算となっております。こちらの歳入の割合につきましても、バス関係につきましては12%ということで、計算をしまして79万6千円の雑入としております。以上です。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ないようですので、議案第5号についての質疑を終わります。
次に日程第8、議案第6号 令和2年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第6号についての質疑を終わります。
次に日程第9、議案第7号 令和2年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第7号についての質疑を終わります。
次に日程第10、議案第8号 令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第8号についての質疑を終わります。
次に日程第11、議案第9号 令和2年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第9号についての質疑を終わります。
次に日程第12、議案第10号 令和2年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第10号についての質疑を終わります。
次に日程第13、議案第11号 八郎潟町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第11号についての質疑を終わります。
次に日程第14、議案第12号 八郎潟町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第12号についての質疑を終わります。
次に日程第15、議案第13号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第13号についての質疑を終わります。
次に日程第16、議案第14号 八郎潟町介護保険条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第14号についての質疑を終わります。
次に日程第17、議案第15号 八郎潟町債権管理条例の制定について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、1番 加藤さん。

1番 加藤千代美 1番 加藤です。この八郎潟町債権管理条例の制定についてなんですが、この提案を見ると、公平かつ公正は町民負担の確保及び、当該事務の一層の適正化を図り、もって健全な行財政運営に資するため、この条例を制定するようになっております。
これ以外の意図はあるんですか。まず最初に第一点。

議長 伊藤秋雄 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただ今のご質問でございますが、条例の中身にも記載してございますが、今回特にこの条例を制定して進めたい部分というのはございます。条例の第16条、債権放棄の部分でございます。
現在、町債権、私債権と言われている公営住宅使用料とか、上水道の使用料等につきまして、徴収が出来ない使用料が額が大きくなっております。今回、これらの債権につきまして、法令、条例に基づき、きちんとした手続きを持ちまして、この債権不可能、徴収不可能なものについては、これの債権放棄をしていきたいということが大きな狙いでございます。以上です。

1番 加藤千代美 この条例を制定するにあたって、自治法の231条の3第1項を兼用してる訳なんですけども、この231条の3第1項については、督促、債務の履行、差し押さえ、その他のことを規定してる訳ですね、それを規定して行を最後まで読んでいくと、免税というのが非常にあると時効理念も書いてある訳ですね。1年から10年になると債権についても自動的に消滅するという形になってますね。
そうすると敢えて制定しなくても地方自治法を施行していけば、それはいらんんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどういう具合になってるんですか。

総務課長 小野良幸 町の債権については様々な種類がございます。税金等の強制的に徴収できる債権、それから先程の私債権と言われている住宅使用料や水道料金、それからその他の債権といたしまして、ここの第2条の(3)番 非強制徴収債権と言われているもの、この三つに分類されております。
で我々町の収入を徴収する場合、最後まで徴収いただくことになるんですけども、それぞれの各種類に応じまして、取扱いがこれまでまちまちでございました。
もちろんそれぞれの法に従って事務手続きは行ってはおります。今回それらを一つの条例にまとめたものが、今回の条例となっております。この条例だけではわかりづらい部分もありますので、この条例の制定きっかけにマニュアルの方も策定いたしました。
それぞれここで書いてる強制徴収債権、非強制徴収債権、私債権、これの事務手続きは変わってきております。例えば、その督促をした後につきましては、督促の後に催告をしております。
そして財産調査もしております。その結果、差し押さえ可能な財産がある、それからない、によりまして今度その事務手続きが変わってまいります。税金等の強制徴収債権につきましては、徴収停止等の手続きに移ってまいります。非強制徴収債権、私債権につきましては、財産の差し押さえとか滞納処分または強制執行ということで、全員協議会でもご質問ありましたけども、保証人への催促といったことも考えられてまいります。そういったものをきちんと整理する意味で、この条例を制定してマニュアルをつくりまして、公正な事務を進めていきたいという目的でございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 1番 加藤君。

1番 加藤千代美 今、第2条の第3項の非強制徴収債権のことを申しましたけども、この非強制債権の中では給与とかその預貯金、不動産とか色んなものを差し押さえることが出来るようになっておりますね。

しかし、この問題なのはよく上下水道の生活圏の問題が出てくる訳なんですよ。あくまでも最低限度の生活を保障するために、水道料金は止められないとか云々とかという判例でもある訳なんですけど、今これを強制的にやった場合に、そこはどういう感じになってきますか。

総務課長 小野良幸 この条例につきましては、使用した料金につきましては当然料金を頂くことが大前提になってまいります。今回、そういった特殊な事情のある債権につきましては、これまでの緩やか催告ですとか、水道の給水停止とかを行いながら、最後の一番町民に説明できる部分についての事務手続きは、この条例に従っていくということになるかと思えます。いずれ水道料金につきましては、強制徴収債権じゃなく、債権に含まれます。

なお、時効につきましても民法が改正になりまして、これまで2年間であったものが、5年間になっております。

その期間の間、特殊ないろいろな手続きを施しながら使用した料金については、徴収頂きたいということの公平差を皆さんに示していきたいと考えております。

なお、最初に申しあげました債権放棄の5条につきましては、例えば亡くなっている家族の方もいないですとか、もう県外等に行って居場所も分からないとか、そういった方々について、未納となっている部分の金額が小さくて、それを徴収するための事務手続き、時間、費用それと比較した場合、もう債権放棄の方が町にとっては有利だろうということでの規定となって、考え方に基づいております。以上です。

議長 伊藤秋雄 ちょっと加藤君、再々質問ですので、最後にいいですか。

1番 加藤千代美 私が一番知りたいのは、最終的には不能決算ということで処理される可能性があるんじゃないかという感じがする訳ですね。もう一つは第15条の中に免除とそれから債権放棄、これが債権放棄については総務課長が言ったようになってるんですが、あくまでも町長の裁量権が非常に大きいという内容のように、私はこの条例を見た訳なんですけど、そういう過程の中で、自治法の中ではきちっと債権は取り立てるべきだということになってますので、我々議会としてはあくまでも不能欠損を出さない形で債権を回収するというのが強制事務だと思うんですけども、その辺が緩いような感じが、最終的には免除されて、債権放棄して結局納めなくてもよかったですと、10年経過したとそういう事態が出てくると思うので、その辺を私は憂慮するんですけども、その辺はどうですか。

総務課長 小野良幸 今回の条例をきっかけに徴収までの各種手続きを明確化したい、ということでございます。何もしないで時効を待って、不能欠損ということのないように各種事務手続きを、町として一つのこの条例に基づいた形で進めていきたいということでございます。

なお、不能欠損に至るまでにつきましては、督促を行い催告をして、財産調査を行いそして徴収停止とか強制執行、それから債権の消滅まで行って初めて不能欠損になるものでございます。

時効がきて即イコール不能欠損といった形にはしたくないということでの条例の制定としております。以上です。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第15号についての質疑を終わります。

次に日程第18、議案第16号 第6次八郎潟町総合計画 後期基本計画の策定についてと、日程第19、議案第17号 八郎潟町過疎地域自立促進計画の変更について、後

日

皆さんと議場で質疑をしたいと思っておりますので、ここの部分は省いていきます。

次に日程第20、議案第18号 八郎潟町の公の施設に係る指定管理者の指定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第18号についての質疑を終わります。

次に日程第21、議案第19号 町有地の処分について、質疑を行います。質疑あり

ま

せんか。

(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第19号についての質疑を終わります。

次に日程第22、議案第20号 令和3年度八郎潟町一般会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、1番 加藤君。

1番 加藤千代美 予算書の103ページ、さつき畠山議員も聞いておりましたけども、18節の中の負担金、補助及び交付金、八郎潟町除雪機械運転手育成支援事業補助金30万円上程しておりますけども、どんな人を育成し、何処に研修に行かせるか教えてもらえればと思います。

議長 伊藤秋雄 村井建設課長。

建設課長 村井健一 ご質問にお答えします。ただ今のご質問は先程畠山議員にお伝えしたとおり、どんな人というのは、町の保有機会、町の保有する機会のオペレーターの補充でございます。

研修先としましては、除雪講習会というのが定期的に5年に一度、今現在、オペレーター従事してる方の5年更新に講習を受ける決まりとなっております。

それが秋田県秋田市の方で毎年行われております。その講習会に参加する義務がございます。後、補助金の内容につきましては先程も申し上げましたとおり、大型免許の取得費等に、一人当たり10万円程度の予算を見込みまして、3人分を予算計上しております。以上です。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。2番 小柳君。

2番 小柳 聡 すいません、今のページでちょっと引き続きお伺いしたいんですけども、完全に予算を取り崩せるか分からないんですけども、社会資本総合交付金事業が補正からの若干減額傾向が続いておりますけども、これはある意味で大枠でいいんですけども、国からの交付金が減っているという事実があるかというところを、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 村井建設課長。

建設課長 村井健一 ただ今のご質問でございますが、社会資本の交付金の配分率につきましては、例年事業種別にもよりますが、大体配分率といたしましては例年と同じ位でございます。

ただ、町の方で毎年社会資本の登記について、要望国の方に出しますが、今回のように例えば、ふれあいロードの橋の補修等に多額の予算を向ける場合は、例えば道路の方を予算を縮小したりというような形で、全体的なバランスを見ての全体な要求となっております。以上です。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。4番 北嶋さん。

4番 北嶋賢子 4番の北嶋です。111ページの消防費のところなんですけども、ハザードマップ作成業務委託料で118万円の予算を置いてます。各家々にこのハザードマップ配られているんですけども、これに追加する部分が出来ての予算なんでしょうか。

議長 伊藤秋雄 小柳町民課長。

町民課長 小柳鉄秀 今回のハザードマップ作成につきましては、令和2年度に作成している災害ハザードマップがありますけども、それ以外のものについて今回作成するということです。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。はい、7番 村井君。

7番 村井 昇 93ページ、多面的支払交付金ですが昨年と同じ予算内容ですが、昨年度はもう八郎潟保全会の方に未だに払われていない780万円程ですが、いまだに払われていないと思いますが、もうこれは令和元年度の予算ですので、町としては八郎潟保全会と闘争中ですので、この八郎潟保全会若しくは新しい保全会をどのようにして改良して行くのかそこら辺、大変地域の方も困っておりますので、どうか出来るようお願いしたいと思いますが、どのような考え持っているか教えてください。

議長 伊藤秋雄 千田産業課長。

副町長 千田清 明日の一般質問で答えたいと思います。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。はい、1番 加藤君。

1番 加藤千代美 予算書の97ページ、7款、商工費の商工振興費の中の18節、はちらぼの補助金なんです。今回提案された議会、それから事業計画を見てるとはちらぼには確か空き家対策とか、その他のこと云々と書いてあった記憶があるんですが、中身を見るとそれが役場で代わってやっているとというような記事が見受けられました。

その時の補助金というのは大体2千万近くであったと思うんですけども、いろいろなことを観見した上でこの1,950万円の補助金は未だに継続しなければいけないものであるかどうか、それが第一点です。

それからこの前全員協議会の中で、はちらぼの方から出てきた計画を精査されたので私達は一旦承知をしたという内容であったと思うんですけども、この精査した内容というのは、どういうものであったのか詳細についてお知らせ頂ければ有難いです。

議長 伊藤秋雄 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 まず精査した内容については、当初はちらぼさんからはこの金額よりも多額の金額は予算要求されております。

それについてこちらで精査した結果、まずこの金額になったということでございます。

それから補助金が必要かということでございますけれども、今回まだ必要ということと判断しまして、この金額を予算計上してございます。以上でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、1番。

1番 加藤千代美 精査したというのは分かったけども、その精査した内容はどうかということを知りたい、中身を聞きたいです。

議長 伊藤秋雄 千田産業課長。はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 はちらぼから提出されました年間の予算に対しまして、予備費の部分が結構しかも不明な予備費がありましたので、その部分を削除してこの額になりました。以上です。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。7番 村井君。

7番 村井 昇 121ページの備品購入費の図書購入費として、200万の予算置いてある訳なんです。昨年の場合確か400万程だったと思います。何故このように下がったのかまた毎年どの位本買っているか分かりませんが、この本の処分はどのようにしているのか教えてください。

議長 伊藤秋雄 落合教育課長。

教育課長 落合智 お答えいたします。昨年まで議員さんおっしゃられましたように、400万の予算を計上してございました。これは5ヶ年計画という中で400万計上ということで、図書の冊数を3万冊に設定しまして、それに向けての400万円の計上を5年間続けた次第です。

今回新たに200万円については、5ヶ年を過ぎそしてまた3万冊を超えたということでの200万円の減額でございます。

後は処分についてでございますが、中には雑誌類については2年間の保存の後に欲しい方に差し上げたり、そういったこともしてまして、普通の図書につきましては色あせしたものとか、もう古くなったものについては廃棄という形になってございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。はい、2番 小柳君。

2番 小柳 聡 111ページの防災行政無線の改良工事の件なんですけども、老朽化ということで3基改良工事というところだったんですけども、3基とちょっと場所の説明を頂きたいなと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳町民課長。

町民課長 小柳鉄秀 ただ今のご質問にお答えしたいと思います。3基というのは真坂地区2基、それから浦大町地区の老朽化をしたもので、屋外子局を改良工事したいということでございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第20号についての質疑を終わります。
次に日程第23、議案第21号 令和3年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第21号についての質疑を終わります。
次に日程第24、議案第22号 令和3年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第22号についての質疑を終わります。
次に日程第25、議案第23号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰入れについて、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第23号についての質疑を終わります。
次に日程第26、議案第24号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、5番 石井君。

5番 石井清人 予算のことではないんですけども、先程、町長が施政方針演説の中で8ページ、公共下水道事業を公営企業会計に持っていくというお話しでしたが、地方公営企業法には水道を含めガス、バス、それから下水道7つが地方公営企業法の中に入ってんですけども、うちの方の町は下水道は当初から最初から特別会計でやってきた訳ですね。
平成5年度から公営企業会計に移行するというんだけど、そのメリット或いは目的何を目指して、その公営企業に向かうかというところが、分からないので先程質疑なかったんで、そこを教えてください。

議長 伊藤秋雄 村井建設課長。

建設課長 村井健一 ただ今のご質問についてお答えします。公会計水道事業は、議員言われるとおり本町の場合は非適用ということで、特別会計でこれまで運用してきております。
国の方の下水道法の改正がございまして、人口3万人以上の行政区に関しては、もうすでに事務化になって公営企業会計に移行しておるところでございます。
その後、3万人未満の自治体におきましても、出来る限りという文言はついてますが、3万人未満の自治体についても、令和5年度までに移行するよう国からの指示が出ております。それにおきまして、昨年度の補正予算で継続表を組みまして、5年度までのその支援業務、移行するための財産調査等々については今、業務委託におきましてやっております。
メリット、経緯としましては、ちょっと詳しい資料今手元に無いんですが、人口減少の中で料金収入が見込めない中で、施設の老朽化が進むと逆行するような形で、どのようにしてこれから維持していくかということが今後でございます。
公営企業に移行しまして、公営企業会計に移行することによりまして財産ですとか、そういうものの明確な資産が明らかになると、或いは後これからの施設の維持管理、更新事業の計画も組みやすくなるというような、根本的なその目的があったかと思っております。ということで行政報告でもありましたように、本町でも5年の4月に移行するような方向で現在進めておるところでございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第24号についての質疑を終わります。
次に日程第27、議案第25号 令和3年度八郎潟町介護保険特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第25号についての質疑を終わります。
次に日程第28、議案第26号 令和3年度八郎潟町上水道特別会計予算について、
質疑を行います。質疑ありませんか。はい、4番 北嶋さん。
- 4番 北嶋賢子 4番 北嶋です。287ページに今年も石綿間の送館をやるという風についてますけども、孫に言われました。なして毎月掘り返してるんだ、何故一回に出来ないんだというから、予算が絡むから一回では出来ないんだと、そのように説明してますけれども、この後、まだ何年かかるのかどうか教えて下さい。
- 議長 伊藤秋雄 加藤水道課長。
- 水道課長 加藤貞憲 お答えしたいと思います。この事業につきましては、令和6年度までの計画事業でございます。
ただし、この2、3年でございますが、国からの予算配分で前倒しの予算となったりしておりますので、これについては早く終わる可能性もあるということを申し上げたいと思います。
なお、令和3年度の工事でございます。先程、提案理由の中でもお話しがございましたが工事は浦大町地区が旧石綿間について、廃棄処分とするためにコンクリート等の中に充填する計画と、それから昼根下地区ですけども、旧県道から中央道までの間では、すいません、浄水場から中央道までの入れ替えの、昼根下地区の工事を行う予定としております。以上です。
- 議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第26号についての質疑を終わります。
次に日程第29、陳情について、を上程いたします。お手元に配布してあります陳情文書表は、陳情1件であります。
ここで、暫時休憩いたします。
(休 憩)
(再 開)
- 議長 伊藤秋雄 再開いたします。
提出された議案並びに陳情について、議事日程及び陳情文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。所管の常任委員会に付託することにいたします。
事務局長から委員会室の報告をさせていただきます。
- 議会事務局長 相澤重則 第一委員会室で教育民生常任委員会、第二委員会室で総務産業常任委員会を開いていただきます。
- 議長 伊藤秋雄 なお、皆さんにお伝えします。午前中に言われた11日の日程で、中学校の卒業式があります。そこで町長と私と教育長が出席することになっておりますので、その辺についてまた常任委員会が終わった後で、議員の皆さんで話し合っただけで日程を変更できないものかなということをお願いしておきます。
常任委員会を開いていただきます。
明日は10時より、本会議を開きます。
本日の会議はこれをもって散会いたします。どうもすみません。

(閉会 午後2時20分)

令和2年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第2日目 令和2年3月10日(火)

- 議長 伊藤秋雄 おはようございます。
ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長各課課長、会計管理者であります。
日程第1、議事日程の変更についてを上程いたします。昨日、全員協議会で諮ったように、議案第16号 第6次八郎潟町総合計画 後期基本計画の策定について及び議案第17号 八郎潟町過疎地域自立促進計画の変更について、の進め方に瑕疵がありましたので議事日程を変更したいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、お配りした議事日程のとおり、明日11日午後1時30分より、本会議場で提案者の議案説明及び審議を行いますので、よろしく願いいたします。
日程第2、これより一般質問を行います。はじめに4番 北嶋賢子さんの一般質問を行います。4番 北嶋さん。
- 4番 北嶋賢子 議席番号4番 日本共産党の北嶋賢子でございます。
改めて付託されました4年間、前回の4年間は私にとっては激動の4年間でありました。気を改めましてそしてこの4年間に挑んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。
3項目の通告をさせていただきました。順次読み上げて参ります。
1つ目は馬場目川の浚渫を、と題しました。ヒマラヤの氷河が流れ落ちる程に、地球の温暖化が進み、50年、100年に一度の災害が珍しくなくなりました。堤防の嵩上げよりもまずは川床をさらって欲しいと、馬場目川の流域に住む方たちの願いです。
60年前、私の小学校5年、6年生の担任は下川原町内に住んでいました。大雨の後は決まって先生の頭はボサボサでした。子どもながらに水が上がるということは大変だと思ったものでした。
かつて馬場目川では、筏下りの行事がありました。筏も川崎まで来ると動きが鈍くなり、進むにつれて川面から悪臭がのぼってくると、当時、勤務先の筏に乗っていた息子が言っていました。
豪雨時に防潮水門をあけることはもとより、浅くなった川床の浚渫が出来たなら流れもスムーズになり、八郎湖の水質の改善にもつながり、災害の起きる前の大きな手立てとなると思うのですが、ということで1番の質問でございます。
2番に入ります。湖東消防の泡消火薬剤の保守管理は、と題しました。全国各地の消防施設に配置されている泡消火薬剤にはピーフォス、有機フッ素化合物が含まれています。
自然界では分解するのに数千年も要し、非常に高い環境残留体を持っていると言います。とりわけ人体に高い蓄積性があり、発ガン性や甲状腺機能に障害などの健康影響が報告され、世界的にも政治や社会問題になっていて、NHKでもクローズアップ現代で報道されました。
日本でも全国の調査結果を昨年6月に公表しています。北海道から九州までの80ヶ所の河川と171地点の調査をし、13都府県の37地点で、工場等の大都会が主でした。飛行機事故等のニュースで泡を放出しているのを見たことがありますが、危険だと思ったことはありません。
沖縄県の米軍飛行場から流れた白い泡が風に乗って、住宅街に降り注いだのが事の発端でした。全国の消防施設にも、配置しているということなので、猛毒です。経年劣化をしていないか、管理の状態を知りたいと思ひまして、質問の中に入れました。
3番目です。基盤整備による田んぼ等水辺の在来生物を守り復活に援助を、と題しました。牛ガエルが急速に繁殖しています。その反面、殿さまガエルがめっきり少なくなりました。
サンショウウオはクロサンショウウオとトホクサンショウウオが生息しています。
イト、ハグロ、ヤンマ等のトンボの仲間たち、夕方から舞い始める蛍の寿命は約10日間、交尾をして産卵する場所があるか、あったとしても基盤整備の土地改良の水路工事、餌のカワニナがいるかないか、浦大町の水辺にはこのような自然があります。
今まであって当たり前が無くなると思うと想像するだけで寒気がします。例えば井川

町の井内や五城目町の小倉には蛍が生息しています。

カワナを分けてもらって学校で飼育をして、新しく出来た小川に放流する方法もあると思いますがいかがなものでしょうか、ということで3項目の質問をさせていただきました。後で補足をしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 北嶋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに馬場目川の浚渫につきましては、これまでも関連する一般質問や町内会要望でも取り上げられてきております。

町としては、河川管理者である秋田県に対し、継続して移動振興局等で要望をしてきておりますが、県では、予算確保が非常に厳しい状況にある中で、人家への危険度などを考慮しながら、河川水面より上部に堆積している洲の撤去による河道断面の確保及び河道内樹木の伐木による流下能力向上のための工事を進めており、今年度は、国道7号線から上流約600メートルまでの五城目町側の伐木を実施したとのことであります。

来年度以降の実施については、今のところ未定とのことですが、地域住民の不安解消と安全安心な生活確保のためにも、引き続き、雑木処理等の環境保全と併せて強く要望してまいります。

次に、湖東消防の泡消火薬剤の保管管理についてのご質問ですが、現在、湖東地区消防本部では、議員が言われますピーフォスの含まれる泡消火薬剤を30リットル保有しております。

泡消火薬剤の対応災害は主に危険物施設、大規模な施設として石油コンビナート火災や身近な施設としてガソリンスタンドでの火災等が挙げられますが、湖東地区消防本部管内において、過去にこれらの火災は発生しておらず、使用したことはありません。

管理状態については、湖東本署内倉庫の容器に入れて保管し、定期的に保有資機材整備の際に容器の状態を確認しております。

過日、総務省消防庁よりピーフォスが含まれる泡消火薬剤については、10年前に製造が停止してる一方で、劣化している恐れがあり指摘されていることから、令和3年度湖東地区行政一部事務組合当初予算に、消火薬剤廃棄処理委託費用として計上することとしております。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 北嶋議員のご質問のお答えします。

以前は学校内や校庭などにおいて、生き物を飼育することが当たり前のことだったように思います。私は大学卒業まで秋田市で育ちました。昭和48年面瀬小学校に赴任した折に、八郎潟町の自然のすばらしさを教えてくれたのが、同じ職場でお世話になった北嶋雄一先生です。

特に印象に残ったのが、学校の前を流れていた小川をせき止めて、水生動物を採取する行事がありました。その時の驚きと感動は今でも脳裏に焼き付いております。

生物図鑑でしか見たことなかった、多くの種類の水生動物が、たくさん捕れたのです。私ごとになりますが、その時自分の子どもは自然豊かなここ八郎潟で育てたい、と決心し、次の年に夫婦で八郎潟町に居を構え、以来八郎潟町民となりました。

生き物を育て観察するなどの営みは、児童生徒にとって豊かな心の育成のために、キャリア教育に盛り込んで学習することは、大変価値のことと思います。

ただ、そういう環境条件を現在の学校に備えることには、課題も伴います。現在実践出来ていることは「稚魚の放流」や「田んぼアート」そして環境教育の中での学校園や旧小学校の畑での野菜の育成や一鉢運動での花のお世話などとなっております。

多くの課題がクリア出来れば、議員が提案するような取り組みも自然に生まれてくるものと思っております。

4番 北嶋賢子 有難うございました。1番の川の浚渫ですけども、やっぱり50年、100年という豪雨が今当たり前になってます。ですからちゃんと備えていれば防ぐことが出来るはずなんですよね、皆さんの災害にあった人方の話によれば、普段からちゃんとしてればこういう災害にはならなかった、防ぐことができるとそういう方達が言ってますので、やっぱりこの町は馬場目川が一番大きな川ですし、そして洪水がないとも言えないような状態ですので、この後も町の方では県の方に極力言って行って欲しいと思います。

そして2番ですが湖東消防の泡の消火薬剤、8年から10年が使用期限という風に言われてますけども、事の発端が沖繩の格納庫の前で海兵隊員たちがバーベキューをしていたそうなんです。

そして格納庫の扉が壊れていたものだから、熱が格納庫の方に流れていってしまっ
てそして泡が住宅街に降り注いで、でも日本の消防さんたちがサイレン鳴らして行っ
て、そして泡に触るなということ放送して、日本の消防がそれを片付けてもアメリカ軍
の方では黙ってやることを見て何も手を打たなかった、こういうことでこの問題の発
端として、そして日本の全国にもあるんだということで、そして湖東消防はどうなっ
てるのかなと思って、それで質問をさせていただきました。ちゃんと格納してるという
ことで、一安心しています。

そして3番目の水生の生物なんですけれども、今、教育長が言われました。浦大町の
子ども達は、夏に水生生物の調査をしています。そして今度でもその土地改良区でその
川が堰が壊されてしまいますので、今年はどうするのか今それを心配しております。

そして今回の予算の中でコミュニティスクールという話が出てきました。すごく良い
ことだと思っております。雪が消えたのでこの間畑に行ったら、キツネが出て来まし
た。

何年も見てなかったものですから、わあーよく来たねって言って、喜んで見てる訳で
もなければキョトンとして見てましたので、しばらくして尼子館の方に上って行きまし
た。それで八郎瀉に住んだ理由も言いましたけども、私達はコミュニティスクールを実
践してるんじゃないかなと普段から思っています。

今年も去年も子供たちが畑を見に来ました。毎年なんですけども、11月にいつも来
るんですけども、去年は7月でした。

どうして7月なのかと、11月と7月では畑の野菜の種類が違うものですから、で
もちよほどよかったと思います。ハートのキュウリと星のキュウリとおみやげで、そし
て農薬使っていないものですから、子ども達が一斉にハウスの中に散らばって、トマトを
食べ始めました。

ああよかったなとこれから7月の方がいいのかなと思って、そしてこれもやはり子
ども達の喜ぶ顔を見ると、やはり大人も楽しくなってきましたし、ですからいいことだ
なと思っております。

先程言いましたサンショウウオとか色んな小動物、放流すると堰が壊されてしま
うので、虫も川に居なくなります。そうすれば何処に大豆やればいいのかと思っ
たら、田んぼアートの堀沼から流れてくるあその小さな小川なら、カワニナも増やせる
ことが出来るんじゃないかなと、そのようなことも考えております。

これからもやっぱり学校と協力してやっていきたいと思っております。取り止めの
ない話になりましたけども、自然の中で育ててもらったので、だからこれからは子
ども達と一緒に自然の中で暮らしていけるように、私達地域の大人も頑張ってい
きたいと思っております。敢えて答弁はいいりません。そして不足をさせていただきました。

終わります。有難うございました。

議長 伊藤秋雄

これにて、4番 北嶋賢子さんの一般質問を終わります。
次に、2番 小柳聡君の一般質問を行います。2番 小柳君。

2番 小柳 聡

2番の小柳です。まずは、この場に改めて立たせていただいていることに感謝申し
上げます。これからの4年間を頑張っていくことは勿論ですが、新人という肩書も無
くなりましたのでより発言に責任を持ち、この一般質問もそうですが議会の中で憶
することもなく、積極的に活動して参りたいと思っております。

それでは通告に基づき、一般質問を一問一答方式にて行わせていただきた
いと思っております。1題目、新型コロナウイルスワクチン接種の対策について問
う、という表題でございますけども、中々不確定要素も多いことだろうと推測
します。分かる範囲内で答弁をいただきたいと思っております。

まずはこの一年間、常に危機意識を持って地域医療に貢献してくださっている
方々に対し、この場を借りて感謝申し上げます。

新型コロナウイルスという言葉と一年間付き合ってきて今に至りますが、
ワクチン接種が開始されることが、いよいよ現実味を帯びてきました。

全国、いや世界中でパンデミック状態になり、そのような中で我々人間は
我慢や生活様式の変容などを重ねてまいりました。ワクチン接種が始まること
により、人々の心にある程度の安心という言葉が担保されるものと感じて
おります。

それは社会活動を取り戻していくきっかけにもなるかと思っておりますし、
疲弊しきった経済にもプラスの効果が出てくるものと確信しております。

ワクチン接種が始まることは、全国民にとっての関心事でありますし、
もちろん多くの町民が高い関心を持って、その情報を待ち望んでいると思
っております。町の皆さんが知りたいであろう情報を、出来る限りオープンに
出来るように、この場で議論してい

ければと考えております。

各自治体での対応となることから、まず懸念されると思われるのは医師や看護師の確保です。

まずここで伺います。八郎潟町単独として、医師や看護師等の確保は可能かという点をお伺いします。

議長 伊藤秋雄

畠山町長。

町長 畠山菊夫

小柳議員のご質問にお答えいたします。

本町では、集団接種実施に向けて医師・看護師の確保を、男鹿潟上南秋医師会と1月下旬から協議を進めております。医師会では、ワクチン接種において医師・看護師を支援することにしてはありますが、確保できる人数は限られており、接種日、接種時間、接種人数については関係する南秋田郡町村との調整が必要になります。

また、ワクチンの供給時期や供給量に対しても、迅速に対応できる接種体制を医師会と継続して協議を進めることとなります。

なお、県医師会では、医師と看護師等で構成するサポートチームを立ち上げて、市町村の要請に応じて医師・看護師を派遣する準備を進めており、医療従事者が不足する場合は要請することとしております。

2番 小柳 聡

今、男鹿潟上南秋医師会というところをお伺いしましたけれども、これ我々4町村でやる場合、その網引きみたいなものはやっぱりあるものではないでしょうか。医師や看護師を取り合いになってくるのでしょうか、というところをちょっとお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫

大潟村が診療所を使ってやるはずですがけれども、3町での調整、一緒にやることは出来ませんので、それは調整が必要となります。

2番 小柳 聡

それでは質問ちょっと変えまして、医師・看護師というところもちょっとお伺いしましたけれども、たぶん薬剤師とかも必要になってくると思います。

そういった医師・看護師・薬剤師などのバランスというか、ワンチームがどういう体制になるのかというところが、もし決まっていたらお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄

一ノ関保健課長。

保健課長 一ノ関一人

それで接種に当たりましては、問診に関わる保健師も必要になります。そして薬剤師これも接種の際のワクチンの詰め込みに伴いまして必要となりますので、この辺の確保については、今調整を行っておりますけれども、ある程度の人数は確保出来ております。以上でございます。

2番 小柳 聡

今確認出来ました。確保出来てるというところでちょっとお伺いするのもおかしいですけれども、難しい場合は県医師会に派遣なども要請するのかというところもちょっとお伺いしたかった点が一つと、ちょっとリタイヤした潜在看護師などにもこう活用を視野に入れているか、というところをちょっとお伺いしたかったんですけども、じゃあそこはあまり視野に入っていないという意味合いでよろしいでしょうか。ちょっと確認したいと思います。

保健課長 一ノ関一人

今現段階ではおっしゃるとおり、薬剤師・看護師それから保健師等については、ある程度確保出来ておりますのでその辺については問題はないのではないかと思います。

2番 小柳 聡

有難うございます。それでは次に移ります。

厚生労働省が示している医療従事者が第一、高齢者が第二、基礎疾患、肥満を含む第三グループ、一般町民が第四グループと分かれていると私認識しておりますけれども、それぞれの対象者の把握は出来ているかというところと、八郎潟町からの案内に対する対象というのはどこからになるのか、というところをお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄

畠山町長。

町長 畠山菊夫

65歳以上の高齢者が2,551人、16歳以上64歳以下の一般町民が2,634人です。

また、医療従事者数、基礎疾患患者数は町で把握することは出来ませんが、国から接種対象者の算定方法が示されております。

推定で医療従事者が人口の3%で町の人口に照らし合わせて168人、基礎疾患者は人口の6.3%で353人、なお、この推定人数は65歳以上の高齢者数・一般町民対象者数にも含まれております。

また、接種対象者へのクーポン券、これは本町の住民基本台帳に登録されている全員に、接種日程期間を考慮し、町がすべて交付いたします。

- 2番 小柳 聡 それではまず把握は出来ないけども、ある程度の人数の判定はされているというところだと思います。それでは一人に対する所要時間を何分程度で考えているか、というところをお伺いしたいと思います。
- 町長 畠山菊夫 受付、予診票の記入、予診票の確認、医師の接種可否判断、ワクチン接種までは順調に進めば15分前後、それに待ち時間のある場合はその時間長くなります。
更に接種後の経過観察15分から30分が一人に対する所要時間となります。待ち時間を解消するために、申し込み時に接種時間帯を事前に調整いたします。
- 2番 小柳 聡 有難うございます。それでは1時間でどの程度回せるかというところを、どのように描いているかというところをちょっとお伺いしたいと思います。
- 議長 伊藤秋雄 一ノ関保健課長。
- 保健課長 一ノ関一人 1時間当たりですけども、医師1人、看護師2人に対し1時間当たり20名の接種を予定しております。それで医師については、今現段階では医師2名、看護師4名を予定しておりますので、1時間当たり合計で40名を予定しております。以上でございます。
- 2番 小柳 聡 ちょっと先程の基礎疾患のところリンクしてくるんですけども、これ対象者分のワクチンが来るという認識でいいのか、それともある程度希望者数を取りまとめたワクチンの数が来るのか、というところをお伺いしたいと思います。
- 町長 畠山菊夫 全国に供給するワクチン量からして、65歳以上の高齢者へのワクチン確保については、接種開始時はワクチン量が不足する可能性もありますが、徐々に解消し6月末には、国からのワクチン供給量も安定し、ある程度のワクチン量は確保できるものと思っております。
- 2番 小柳 聡 それではまず続けます。医師や看護師等も日常業務を抱えている中で、ワクチン接種を進めていかなければいけないものと認識しておりますが、当町ではいつからスタートし、どのようなスケジュールで進めていく構想なのか、というところをお伺いさせていただきます。
また、平日や休日の実施日や時間帯も併せてお伺いしたいと思います。
- 町長 畠山菊夫 スケジュールについては、医師会から協力できる日が示され、現在南秋3町村で日程を調整しております。65歳以上の高齢者接種開始は、確定ではございませんけども、5月中旬頃からで、接種日は平日と土曜日、時間帯は主に午後になる見込みでございます。
また、ワクチン接種は、第1クールから第3クールに分けて実施します。1クール当たり約600人の接種人数を見込んでおりますが、この1クール内に同じ方が2回接種を受けます。
1回目と2回目の接種の間は約3週間を空けます。申し込み数に達したクールは、それ以外のクールでの接種をお願いすることになります。
なお、このスケジュールは今後のワクチンの供給時期、供給量を見極めながら決めることとなります。
また、基礎疾患のある方・一般町民の方は、65歳以上の高齢者の接種状況を見極めながら日程を決めることとなります。
- 2番 小柳 聡 1回のクールで2回というところもお伺いしました。もう一度ちょっと確認します。5月中旬という言葉だったと確認しますが、もう一回確認させてください。
- 町長 畠山菊夫 確定ではございませんけども、今3町で医師会と調整をして、大体その時期ではないかと思っております。

2番 小柳 聡 私ちょっと4月下旬位からできるかなと思ったら、やっぱり事情はあると5月中旬位になるところも確認いたしました。それだと一般町民の方はまた更にずれ込んでくることも予想されますけども、一般町民のスタートはどれ位から考えてる、というのはまだ分からないですよね。一応もし答弁いただければ。

議長 伊藤秋雄 一ノ関保健課長。

保健課長 一ノ関一人 一般町民については先程からおっしゃっているように、ワクチンがどの位の量が入ってくるのか、そして65歳以上の高齢者がいつ終わるのか、というようなことが確定しておりませんので、その辺については今この段階で述べることはできないことに、ご了承願いたいと思います。

2番 小柳 聡 町の方で基礎疾患の把握がちょっと難しいというところで、基礎疾患がある方は罹り付け医に行くという発想でよろしいでしょうか。

保健課長 一ノ関一人 罹り付け医の方でワクチン接種を受けるということですか。

2番 小柳 聡 基礎疾患を持っている方が、ワクチン接種を早く受けたいという場合にですね、罹り付け医のところまでワクチン接種してるか分かりませんが、それを早く希望するといった場合に、どのように申請するのかなというのがちょっと分かればもしお答えいただきたいと思っております。

保健課長 一ノ関一人 先程、小柳議員さんがおっしゃってることについて、おそらく基礎疾患ある方が医療機関で予防接種を受ける場合、というようなことだと思いますが実は当初町では基礎疾患である方については、医療機関で実施できないかということで、医療機関の方にお願いをしていました。

それで医療機関の方からは基本的には集団接種で行ってもらいたい、というような回答でありました。医療機関では接種については、個々の病院で判断することになりますけども、このことから協力できる医療機関がどの位あるかということ把握しておりませんので、その辺についてはいつ受けれるかということもこの場でちょっと述べるのができないので、ご了承願いたいと思います。

2番 小柳 聡 それではちょっと老人ホームや移動困難者への対応はどうなってるか、というところをどういう構想をお持ちかというところをお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 介護老人保健施設は施設長が医師ですので、施設での対応となるかと思いますが、その他施設は医師がいないなど、施設によって事情が異なります。接種に伴う準備体制もそれぞれ違うことから、各施設関係者と協議をしております。

また、移動困難者についても基本的には、集団接種となりますが、医療機関や福祉関係機関のご協力も必要になりますので、その対応も協議をしております。

2番 小柳 聡 そこは多分同僚の畠山議員も質問されるので、ちょっと先に飛ばしまして、接種に関しては現状で医療従事者の段階で、ワクチン接種を希望する人が増える傾向にあると思います。任意接種であるとはいえ、高齢者や一般町民も希望者は増えるものではないかなと考えますが、不公平感のない接種にするためなどの対策等あれば、例えば予約が取れないとかキャンセル待ちの対応とかあると思いますので、そういったものがもしあれば、お示しいただきたいと思っております。

町長 畠山菊夫 希望する方全員が接種可能となるよう準備体制を進めております。また、キャンセルをした方についても、受付コールセンターに連絡していただければ接種日を変更できるなど柔軟に対応はして参りたいと思っております。

2番 小柳 聡 キャンセル待ちを、もしよければ適用していただきたいというのがまず一点なんですけども、最後に要望として厚生労働省のグループ分けに従うことというのも、私理解できますけども、個人的には区分けされていない16歳未満の子どもや、児童生徒と関わる学校やこども園の関係者に対しては、出来る限り早く希望される方に対して接種をお願いしたいと考えております。

今までも関係者の皆様は、万が一でも子供たちに感染させてはいけないというプレッ

シャーの中で、子ども達に接してきたと思いますし、保護者の視点で考えても一日でも早く教育環境が安心・安全に限りなく近づくことが望ましいと考えますので、是非、そういった配慮もお願いできればと思いますけども、それもしかしたら不公平感があるかもしれませんが、キャンセル待ちと併せて、ちょっと最後に答弁いただきたいと思います。

- 町長 畠山菊夫 ワクチン接種の優先順位は重症化リスクの高い方からのワクチン接種となります。これは国から示されたものであります。このことから、本町独自に例外で接種することができないことにご理解願いたいと思います。
- 2番 小柳 聡 有難うございました。ワクチンはちょっと畠山議員もたぶん質問されるので、次の話題に移りたいと思います。
2題目、議会や議員の在り方を今一度見つめなおす時では、という表題でございます。
。八郎潟町議会議員選挙が無投票となり、選挙戦を経験せずに私はこの場に立っております。
コロナ禍ということもありますが、一言でいえば選挙戦としては盛り上がりませんでしたと感じております。少し上の世代の方々は、八郎潟町は選挙の多い町だったのにと口にしておりました。
前回は20年ぶりの無投票、今回は2期連続で無投票。いつの間にこのような静かな町へと変わってしまったのでしょうか。
私個人としては選挙戦に臨むにあたり、全町を回って行く中でたくさんの励ましや応援のお言葉を頂戴いたしました。ただ、後半になってくると、どうせ選挙にはならないんでしょう、という言葉をいただく機会が増えたことに、私はある種の危機感を持ちました。選挙戦に至っても本来であれば5日間という期間で、候補者それぞれが訴えたいことがあったものと思いますが、それも一日で終わったということで、アピールの場が減り住民の町政への関心を持つきっかけが失われているものと感じております。
どの候補者がどのような想いでどんな町づくりをしていきたいのか、というところを町民の方々は聞いてみたかったものと思います。
無投票が続いたことで、改めて議会はどうあるべきか、議員はどうあるべきなのかというものを、議論として始めていかななくてはいけないと感じ、今回この改選後一発目のタイミングで取り上げさせていただきました。
まずは今回で2回連続無投票となってしまった町議会議員選挙を、当局としてどのように受け止めているか、というところをお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 日本の地方自治は、首長と議員の双方が住民から選ばれる二元代表制です。それが無投票では肝心の選出過程に住民が関与できず、制度が形骸化してしまうという心配がございます。

- 2番 小柳 聡 有難うございます。何故、無投票で終わるといったことが続いたのか、という点を検証していかなければいけないのですが、要因は外部環境等も含めれば様々であるかもしれません。
今回はその中でも大きな要因となっているかもしれないであろう報酬について議論をしたいと思います。
平成30年9月議会に於いても議員のなり手不足の話題で取り上げましたが、今回はより踏み込んだ形で議論できればと考えております。
結論を先に申し上げるならば、議員報酬はある程度の適正な水準まで引き上げるべきではないか、という視点を基に最終的にそこに理解を得られないのであれば、議員定数の削減まで検討し、その定数の削減分は報酬に充てていくべきだというのが最低限の着地点になります。
最終的には議会で決めること、と言われるかもしれませんがそうではなく、我々議会の中でも同僚議員で同じような問題意識を持ってくれている方もいますので、議会としても議論を始めるきっかけにしたいと考えておりますし、当局の皆さんにも同時進行で考えてもらい、お互いに納得のいく方向性を共有できればと思います。
そして何よりこの議会の場で取り上げることにより、住民の皆さんにとって決して耳当たりの良い話ではないこのような話題も、開かれた形で議論をしていくべきだと考えこの一般質問という場を選択いたしました。
議員になる、というハードルは県議会や市議会等に比べると、一義的には町村議会の

方が高いと言われております。それは報酬額の決定的な違いにあるそうです。

他の職業生活ならば得られたであろうという額に対して、市議会と町村議会では大きく異なります。

町村議会という括りでもそれなりに低いという受け止めがある中で、八郎潟町の議会議員という冠がつくと、その感覚に加えて県内で最も低い報酬、という言葉が加わります。

単純に報酬の引上げを提案することに対しては、なかなか住民理解が得られないことも承知しております。

そうなると一般的に浮かび上るのは、定数の原理なのですが、個人的にも報酬と定数の議論は分けるべきだと考えますし、単純に定数を減らすということに対しても、私自身も慎重に成らざるを得ません。

数が減ることによって委員会審議が停滞する可能性もありますし、今回の真坂地区のように議員空白区をさらに増やすことに、直結するかもしれません。

また定数を減らすことによって、選挙におけるボーダーラインが上がることで、新人にとってはハードルが上がる結果になること、また定数の少ない自治体が無投票になりやすいという傾向もあることから、なり手不足問題を私的にしていた私にとっても、単純に定数削減を容認することは難しいです。

それでもこの2期連続無投票という結果を鑑み、やる気を持った議員になりたいと立ち上げられる人間を増やすためには、一番分かりやすい環境整備の視点で報酬の適正化を優先すべきと考えます。

そこで、まず私は東北地方の町村に限定し、なおかつ人口4千人から6千人の自治体をピックアップした上で、そこに該当する自治体の議員報酬及び議員定数を調べてみました。

東北地方に限定した理由は関東圏等の数を入れると、必然的に報酬額が引き上ることになります。あえて地方の実情を優先すべきと考え、人口を4千人からと設定したことについては、わが町の将来的な人口減少まで見据えてサンプルを取る方が適切だと判断したためです。

青森県は横浜町、大間町、田子町の3町で議員定数はどこも10人、報酬の平均値は20万7千円でした。

岩手県は野田村、西和賀町、九戸村、住田町の4町村で議員定数はどこも12人で、報酬の平均値は18万3千円でした。

山形県は金山町等3町2村で定数は10人というのが4件、9人が1件で報酬の平均値は23万1千円、これはどこも23万円台でした。

福島県に至っては、定数も報酬もバラつきがありまして、12名を採用しているのが下郷町など3町、10名などが2町2村、中島村は8人など町村でそれぞれ分かれておりました。

その中で日当制の矢祭町を抜かした平均値は22万128円となっております。

秋田県に目を向けると、当町と小坂町と井川町が該当し、小坂町22万円、井川町が21万2千円となっており、数はいずれも12名でありました。

そして八郎潟町を除き、今回サンプルを取った東北地方の対象自治体の平均値をとると、定数は10.7人、報酬は21万3,233円となりました。

参考までにこの10.7人という定数を10人に補正した場合、約22万8千円という数字にたどり着きます。自分でも驚いたのですが、議論のベースにするとした場合、なかなかいい設定金額になったと思います。

そこでまずこの数字を受けて、当局として所感をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 平成23年に議会改革特別委員会を議会が設置し、町民アンケートを実施しながら年15回の会議を重ね、議会基本条例案、議員報酬の額及び日当についての改正案を議員発議として、平成24年3月議会定例会において議決され、それが現在に至っております。

今、議員が言われた数字に対する所感ですが、町としては何ら申し上げる立場にはございません。

議会基本条例第14条第2項では、議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする、としております。

同条第3項では、議員報酬の条例改正案は、町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提案するものとする、としております。

議員定数にあっても、同じ内容で第13条に規定されております。

2番 小柳 聡 そうだと思います。議員が提案というところも理解しております。
実はこのような4千人から6千人という小規模な自治体でも、ここ数年で議員報酬の改正を行っているところが数件ありました。
減らした自治体も1件ございましたけれども、4件以上は報酬の適正化の意味合いで増やしておりました。これはおそらくそのような自治体でもかなりなり手不足問題等が同様にあってのことであると考えます。
当町で議会議員基本条例を改正し、議員報酬を減らした判断が間違っていたとは言いませんが、2期連続無投票という結果になっていることは、それはマイナスの方に作用していると考えられる視点も必要であると、当時私は議員として活動していなかった私だからこそ、声を上げなければいけないという想いで指摘をさせていただきました。
実は偶然にもお隣、五城目町でもこのたびの3月議会で、報酬の適正化を求める一般質問がおこなわれていたそうです。八郎潟町議会よりも4万9千円も報酬額が高い五城目町でも、これでは若者が立とうとしないという目線で、取り上げられたという話です。
全国的にはこのような見直しの動きが多くなりつつありますけれども、当局として見直すことに対する理解は持てるか、というところをもしかしたら答弁似たようになるかもしれないかもしれませんがお願いします。

町長 畠山菊夫 見直しは、あくまでも議会が考えるものと思っております。

2番 小柳 聡 それではですね、ちょっとじゃあ報酬審議会、例えば我々の方で議論を進めていくとした場合に、報酬審議会の開催等を早い段階で求める、ということは可能かどうかというところも、ちょっとお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 先程から小柳議員が言っていることは、私共分からない訳ではないです。
ただ、報酬額の金額、定数の改正理由が示された段階であれば私方もしっかり考えてはいかなければとは思っております。
特別職報酬等審議会条例では、町長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するために設置するとあり、また、議会の議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を、議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について、審議会の意見を聞くものとする、と規定しております。
これまでは概ね2年に一度審議会を開催しておりましたが、平成17年4月以降、平成24年の議員発議を除けば、額の変更について答申に基づく内容で報酬額を改正したことはございません。
議会で本格的な議論が開始された場合は、それに合わせて審議会の開催を検討して参ります。

2番 小柳 聡 それでは先の話はちょっと今しようと思ったんですけども止めておきます。
今回議論を加速させるきっかけになればと取り上げましたけれども、このテーマは簡単に物事が進む問題ではないと思っております。
議員個人レベルの問題意識ではなく、ある程度は議会の意思として例えば全員協議会である程度話し合いを進めることや、また軽々しくは言えませんが、必要に応じては特別委員会を設置して進めていかなければならない問題であると認識しております。
出来る限り早い段階で、議会としての方向性を当局に示していきたいと思って、一個人、一議員として思っております。
そこで次の話題に行きます。議会のタブレット導入が緩やかに進んでいることは、皆様もある程度はご承知であろうかと思っております。
県内では由利本荘市が昨年末に議会としては、県内で8番目に導入したと報道などがありました。私自身がタブレットの導入に対しては、積極的な立場であるということはこの場でお伝えしておきたいのですが、周辺自治体の状況や当議会の構成等を勘案しても、現状では実施の方向へ急加速するといったことはないのかもしれない。
タブレットの導入効果について一番期待される効果は、ペーパーレス化であろうかと思えます。資料準備も効率化できますし、直前に修正や追加があっても訂正を行うことも容易になりますし、その他にもメリットがたくさんあると考えます。
しかしタブレットの導入には財政負担や少なからず他にもデメリット要素もあるからこそ、完全に移行するムードになるまでは至っていないのが現実かと思えます。
ただ全国的に学校でのタブレット一人一台という時代も、きっかけ一つで実現しましたし、遅かれ早かれその時期は当議会にも確実にやってくるものと信じております。

そこでまず、議会のタブレット導入に対して、当局の考え方として前向きか懐疑的だということでもいいんですけども、導入時期の見通し等もあればお聞きしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 見通しはございませんけども、議員の皆様が全員タブレットを使用することができれば、是非その方向に向かってくれることを望んでおります。

2番 小柳 聡 これもある程度議会で統一したものがあれば、当局としてもある程度反応していただけるという回答でいいか、というところをちょっと確認させて下さい。

町長 畠山菊夫 議会がタブレット導入となれば、当然その方向で進めたいと思います。

2番 小柳 聡 有難うございます。参考までに導入する場合は、執行部も同じく導入がのぞましいと考えますが、そこに対する見解はいかがでしょうか。

町長 畠山菊夫 当然その方向になります。

2番 小柳 聡 個人的にタブレットの導入に対して積極的な理由の一つに、私自身の勉強不足もあるのですが、本会議や委員会の中で、分からなくて調べたくなる瞬間というのが度々ありました。

また、ちょっとした行政用語で私自身がつまづいたりすることもあり、知りたい時にそれを調べるすべもなく、深い理解をできないまま時を重ねてきてしまったという若干の後悔もしております。

ここで一点確認しておきたいのですが、議会基本条例等でも電子機器の持ち込み及び使用について、特段謳われておりませんが、この議会の場に個人所有の電子機器を持ち込み使用することは、制度上可能かというところをお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 電子機器は大変便利なツールと認識しております。

ただ、持ち込みに関しては議会運営上のルールになると思われまので、私共からは回答できません。

2番 小柳 聡 なんとなく暗黙のルールみたいなものがあって、私も使えないと思っていましたが、それは議会の方で再度提案してみたいと思います。

それでは最後の質問に入ります。併設校としての一年は、という表題でございます。

小学校と中学校が併設校となって一年を終えようとしております。スタートから新型コロナウイルスに振り回された一年でもあったと思いますので、併設校となったことでの成果や課題といったところは、今後改めて取り上げていきたいと考えます。

そんなコロナに振り回された一年でも、受験シーズン昨日ですけれどもやってきます。

今まさに試験が終わったというタイミングではございますけども、まずは3年生の皆様、大変な一年であったとは思いますが、受験勉強本当にお疲れ様でしたと一言述べさせて下さい。

中学校3年生の皆さんにとっては、精神的にも追い込まれた時期でもあったと思います。中学生になると受験シーズンの配慮が自然と出来ると思いますが、小学生は無邪気に楽しんでいたのではないかと想像するのですけども、受験生世帯からの苦情などはなかったのか、というところをちょっとお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 江島教育長。

教育長 江島廣 小柳議員のご質問にお答えします。

3年生については、現段階ですでに進学が決定しているものが21名、残りの22名が昨日公立高校一般選抜を受験しております。今は明日の卒業式を迎えるばかりとなっております。

今年度、小学生がうるさくて学習に集中できないなどという苦情は、私の耳には入っておりません。小学生には指導が行き届いているものと思っております。以上です。

2番 小柳 聡 有難うございます。実際に私も保護者から苦情は特段無かったですけども、休み時間がずれているという点がありまして、テストの時に若干うるさいという声を学生からちょっといただいた経緯がありましたので、そこはちなみに、認識というのはあるでしょう

か。

教育長 江島廣 お答えします。私がこう承知する中では、確かに休み時間のずれた部分はあります。でも小学生は2時間目終了後、中休み時間といいますか、こう遊ぶ時間が長いものがありますけども、若干の調整はできているものと思います。一つは中学生は3階で学習しております。1・2年生は1階と2階という風なことなんですけども、休み時間の遊び方が非常にうるさくて云々、ということはそんなに気にならないとは聞いております。むしろ小学校の階段側ですね、高学年の方5年生・6年生側、あそこを中学生が通ってる時の方が若干何と言いますか、ずれてますので影響があるという話の方が強く言われております。

2番 小柳 聡 有難うございます。まあなる程というところもございました。次の話題に入って行きますけども、併設校となったことで大雨が降った日や暴風雪の時などは車で一緒に小学生や中学生を送って行くという機会が私自身も増えました。私が住む町内の子供会は3世帯4人しかいなくて、車で送って行く場合は連絡を取り合って報告するのですが、そういった場合一人や二人で登校するというのも度々あります。そういった状況が周りでも起きているのか、集団登校ではなく個別登校のような形で小学生が登校することも目にするようになりました。冬期間に限っては集団登校を休止し、各家庭でという判断をしている子供会もあるそうです。学校付近ではボランティアの方の見守り活動もあり、大変微笑ましく見えるのですが少人数の子供会が増えている現状を踏まえて、集団登校に対する抜本的な見直しが必要でないか、というところを指摘したいと思いますがいかがでしょうか。

教育長 江島廣 ご質問にお答えします。数年前から地域によっては、集団登校が成り立たないところが出てきております。保護者からの提言もあり、見直しについては学校の方でも課題として取り組んでいるところです。現在のところ臨機応変に対応しているところもあるはずですが、大半は上級生が下級生の面倒を見て登校しております。安全面を考えた集団登校ですので、少しの時間でまどまれる区域では集団で歩くことを奨励しますが、天候条件にもより、いろいろなケースが考えられます。大事なことは、それぞれの家庭が連絡を密にし合い、連携しあって約束事をつくり、待ちぼうけになるようなことで児童が惨めな思いをするなどがあってはなりません。自家用車で送り迎えする場合でも、安全・安心を心掛け、事故のないようにしてくださいと思っております。

2番 小柳 聡 今回の教育長のお言葉は正にそうだと思います。そこで私からもう一点位提案したいんですけども、困っている子供会を挙手性で取りまとめて、そういった専用グループというものを作ったらどうかなと思ったりもしてるんですけども、そこはどうでしょうか。

教育長 江島廣 普段の状態では登校時、あまり地域が広すぎるとまとめるのが非常に難しいんですね。実際はお家を出てくる時間、それから何処に集まるか待っている家庭のところにいる場合もありますので、時間の差が出てきます。ですので私の考えとしては、同じ区の中でもこじんまりとした部分でまとめることが出来ればそれでいいのではないかなと、やはり大事なことは、小さいお子さん、低学年ですけども、一人で歩いてくるということは出来れば避けていただければなと、そういうところは後ろからきた、例えば一人で歩いている時には時間がずれてきますので、その時はついでに面倒見てあげて連れてくると、そういう風な子ども同士ですね、思いやりのなものが出てくれば、一番いいことではないかなとそういう風に思っております。あともう一点追加しますけども、大事な事はですね、自然災害等で急に午後臨時休校になるとか、学校の判断ですが一緒に帰さなければいけない場合とか、年に何回か必ず出てきます。そういう時にはある程度の集団で面倒見ながら連れて行く、という事案が発生してきますので、そういう点でも学校の方では充分配慮なさって進めてると思います。学童保育さんの構成員の方々もですね、学校まで迎えにきて学童に行く方々を連れて

行ってくれるという配慮も出来ておりますので、あまりまた心配することはないかなと思っております。

2番 小柳 聡 まずそういった思いを、是非学校の方にも共有していただきたいと思います。最後に、これは小中学校にそれぞれ共通するお話なのですが、新型コロナウイルス感染症対策として、一年間で中止した行事もたくさんあったと思います。もちろんその中で形を変えながら出来た行事もあったものと思われまます。校内で開催出来る発表会や文化祭は形を変えてでもやりきる、そういった執念を感じました。屋外の運動会もしかりです。ただ一方で安易に中止を決定してしまっているのではないかという事案もあったのではないかと保護者の視点で感じることもありました。例えば、鍋っこ遠足です。校内で一緒に児童が縦割り班で学年を跨ぐとはいえ、外に出かけて鍋を突つুক、鍋を突つুক行為がだめなのかは定かではありませんが、必要以上に敏感になってしまっていたのではないかと感じました。子供達にとってかけがえのない思い出になるかもしれない場面を、大人が奪ってしまうという形は出来る限り減らさなくてはいけないと思います。そこで行事の開催に関する判断基準は適切であったかというところをお伺いします。

教育長 江島廣 ご質問にお答えします。どこの学校でも授業時数の確保が優先されますから、行事の精選が行われ、優先順位の高い方から年間計画が作成されます。また、計画された行事を実施するかどうかについては、その時の状況に応じて行事検討委員会を開催し、判断されるものです。鍋っこ遠足が例にでましたのでお答えしますが、現在、鍋っこを実施してる学校はほとんどないのではないかと思います。ただ、私が八中の校長だったことから、何とか鍋っこをやろうということで、今でも続いてきております。鍋っこに取り組むプロセスは、子供たちにとって意義あることが多いと思えたからです。ただし、今回の鍋っこ中止の判断は、正しかったと思います。鍋を囲んでみんなで舌鼓を打つ行為は、コロナ感染拡大防止のため、自粛すべきものと思っております。学校の営みにはすべて危機管理が伴います。安全・安心を担保にして物事を判断するのは、当たり前のことと思います。この事案に対して、よい思い出を大人が奪うという表現は、適切ではないと思います。

2番 小柳 聡 ご所見有難うございます。後にしますが、一年間を通して感染症対策等の実効性もそろそろ、検証できる時期にきているのではないかと思います。日々成長する子供たちの一年間というものは大人の一年より、凝縮された時間なのではないか、と私自身が感じております。八郎っ子が充実した一年間を過ごせるように我々大人は出来る限り、子供たちが伸び伸びと成長するサポートをしていければなと思ひます。最後に、じゃあ来年度以降判断基準の明確化と多少の形式的な変更は、容認する柔軟な対応で、ある程度行事を出来る限り実施していただきたい、ということをお願いしますが、最後に答弁いただけますか。

教育長 江島廣 ご質問にお答えします。教育委員会は、学校の営みを支援するためにあるものと思っております。学校で計画したものについては、臨機応変に工夫しながら、進めていただくように指示しております。学校では児童生徒の命を守るという使命があります。今のコロナ禍においては、文科省や県教委から出されているガイドラインに従って、学校運営を進めるよう指示しております。今までも校長と連絡を密にしながら進めてきております。しかし、校長の考えを十分尊重しながらも、相談を受けた事案によってはブレーキをかけることもありますし、変更を促す場合もございます。その点については、ご理解をいただきたいと思ひます。

2番 小柳 聡 そういった思いも理解出来ますので、出来る限り論理的に説得が出来るような形でそれぞれの対応をしていただきたいと思ひます。長くなりました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。有難うございませ

た。

議長 伊藤秋雄 これにて、2番 小柳聡君の一般質問を終わります。
次に、1番 加藤千代美君の一般質問を行います。はい、1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 1番 加藤であります。三度この場で質問をさせていただく機会を、町民の皆さんにいただいたことを感謝しながら、これから町民のために更なる活躍をして行きたいと思

います。
まず最初に私の質問は、移住・定住と令和3年度の予算編成と産業振興についてであり

ますけれども、まず最初に移住・定住について、お伺いしたいと思います。

昨年度から新聞紙上を賑わしているコロナは、今年も世界を賑わしています。

何時の時点でパンデミックとかクラスター等と言う言葉が消えるのでしょうか。早く
コロナウイルスによる感染症が治まり、平常心で生活できることを願うものであります
長崎大熱帯医学研究所の山本太郎教授は過去のパンデミックを見ても、ワクチンの普
及などによって、どこかの段階で集団免疫を作らないと流行は収束しない、と言われて
おります。

また、歴史的に見ても歴史を変えてきた感染症もあったと山本教授は言っています。

欧州では14世紀にペストが流行し、人口が減少、教会の権威が失墜し、封建制度の
崩壊が始まり、ルネサンスにつながったとあります。

日本では、大化の改新の頃に天然痘が流行し、仏教が悪いと寺院が壊されました。そ
の後、仏教が見直され、大仏建立が促されます。当時400万人ほどだった人口のうち
、100万人が天然痘で亡くなったという推計があります。

江戸時代の終わりには、コレラが大流行し、100万人都市の江戸で約3万人の死者
が出たとされています。尊皇攘夷派は開国が原因だとあおり、明治維新が起きて港に検
疫所ができました。

現在流行しているコロナも、グローバル化、都市の巨大化、人の動きの活発化、これ
らの条件が合わさり、増殖したのが現在の流行であり、100人程の集団が、木の葉や
貝を拾う生活をしていた時代の暮らしはまさに疎、今言われる密の反対です。

山本教授はコロナウイルスがどんな社会変化をもたらすか、ということについて行き
着く先は情報技術ITを中心とした社会の変革でしょうと言っておられます。

1年前にオンラインで大学の授業をすとか、ウェブで各種のセミナーが行われると
誰が想像したのでしょうか。今これが基本となり、まだまだ進んでいくことでしょうと論
じています。

この山本教授が論文に書いてあるように、今社会はIT産業を利用したテレワーク会
談などが頻繁に行われるようになっていきます。

例えば、2月19日に行われた主要7カ国、首脳会議においても、テレワークシス
テムを利用して関係する首脳が参加して会談を行っている姿が、テレビ等で報道されてい
ました。

また、2020年度に県外の大学に入学した子供達もITを利用した授業を受けてい
る姿がテレビ等で報道されています。会社勤めをしている人も過密化する東京を離れ、
離島、過疎地に自らの生活空間を求めて、移住・定住する人が増えているニュースが最
近多くなってきたように思われます。

今までの移住・定住は町の行政に協力し、町の特徴のある特産品を開発すとか、地
域に埋もれていた文化の再興を図る、空き家に人を呼ぶ、その上で人口増を図る、その
他いろいろあったと思うが、このようなものであったと私は思っています。

しかし、我が町では移住・定住については、今いろいろ検討している段階であると、
私が現職の時はこのように答弁していたと思うが、その後どのようになったでしょうか
。

私が思うには、今、都会で移住・定住を望んでいる人は、過密化でコロナが頻繁に発
生する東京を離れて、IT産業を利用して自然豊かな場所を求めて、自分達の生活をエン
ジョイする姿に変わってきてるのではないのでしょうか。

我が町においても、IT産業を利用できる人を町に呼び人口の増加を図る計画を立て
るべきと考えるがどうでしょうか。第1問についてお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 加藤議員のご質問にお答えいたします。

移住・定住策についてその後どうなったのかとのご質問ですが、何年前のその後なの
かよく分かりませんが、毎年、加藤議員さんにお配りしております当初予算書を見てい
ただければ分かります。

町単独事業としては、移住支援助成金、ふるさと回帰支援交付金、空き家バンクの開設住宅リフォーム支援事業などを行っております。

また地方創生移住支援金制度もございます。また、IT産業を利用できる人を呼び込み、人口の増加を、とのことですがご提案の内容がはっきりしません、秋田県が昨年秋から取り組みを始めた、リモートワークで秋田暮らし、のことを指しているものと思われる。

リモートワークによって現在の仕事を継続しながら、秋田への移住を実現するものがございます。

企業にとっては、パンデミック時における事業継続性の確保、社員のモチベーションアップや生産性の向上の時期、働きやすい環境づくりを整える企業側姿勢により、優秀な人材の確保や社員の離職防止、オフィスコストの削減などのメリットがございます。

参考までに、県内のリモートワーク対応施設は、現在15カ所あるそうです。

移住・定住は一つの施策だけでは実現しません。様々な条件を提示しながら、本町に移り住む決断をしていただかなければなりません。

総合的な町施策の中で考えるべき問題だと認識しております。

1番 加藤千代美 いろいろな事業を推進してきたということはお認めになりますけども、その事業を進めてきた段階で、我が町に移住・定住された人口は非常に少ないと記憶しています。

今後やっぱり増やしていくためには、この時代の先端をいくリモートワークとか、ITをふる活動してやっていくことが、更なる発展を促すのではないかと、どう思いますか。

。そのためには今電話回線も光ファイバーとかいろいろあるようですが、そういったものについては、どういう考えを持っていますか。

町長 畠山菊夫 これは例えば徳島県の神山町とか、和歌山県の白浜町とか実例はいろいろありますけども、これは何年も前からやっている事業でございます。うちでも今までの議員さんの一般質問の中でも、例えば空き校舎利用して、そういう関係の皆さんを呼び込んだらどうか、ということもご質問されましたけども、老朽化が激しいということで以前いろいろ話ありましたけども、ちょっと出来なかったということもございます。

1番 加藤千代美 まあ過疎地の住宅を再興して、移住させるということは中々難しい感じもある訳なんですけど、今、私の隣にもテレワークで移動して帰省してきた人が一人おりますけども、やはり情報を多く発信して私達の町にはこういうメリットがありますよと、通信施設は今劣ってますけどもこれから整備してこういう具合にやる、というアピールをしたならば、更に人口が増えるのではないかと思いますけども、その点はどうですか。

町長 畠山菊夫 先程も申し上げましたが、町ではいろいろな事業をやっております。その事業も加藤さん分かってると思ってご質問されておりますので、どうかそういうことが町でこういう制度があるということ、加藤さんからも発信していただければと思います。

1番 加藤千代美 その点は私の方でもアピールしておりますけども、更なる前進を図るために町のより一層の事業の拡大を期待しておきたいと思っております。

次に、令和3年度の予算編成と産業の振興について、お伺いします。

昨年の秋田の米の生産は、作況指数が105ということもあって豊作といえる状況であった。我が町の作況指数はいくらであったのでしょうか。作況指数が上がったことにより、農家所得も上がったのではないかと、思うがどうでしょうか。これがまず第1点であります。

さて、令和3年度の稲作の播種の時が近くなってきました。このままの状態で行くと令和2年度の豊作により米価の値段が下がるのではないかと、という噂もちらほら聞こえるようになって来ました。

すでに神奈川県農家からは、令和元年と令和2年度の米が大量にあることから、米の供給が過多になり値段が下がり、安売り競争が始まり令和3年度の米の作付けをどのようにしたらよいか、迷っているという情報も入っております。

我が町においても、農業が基幹産業であることから、令和3年度においては何に重点を置いた産業振興を図るのか、今までも何度も質問してきたところであるが、そのたびごとに農業生産法人化の推進、減農薬農業などによるブランド化とか、米以外の作物の生産拡大といった答弁であったような気がいたします。

そこで伺いたいのでありますが、農業生産法人、減農薬農業などによるブランド化、米以外の作物の生産拡大が、当初計画より個数、生産量、所得でどの位伸びたのか、伺いたいと思っております。

また、平成29年に事業を計画し平成30年に事業が完成し、平成31年より中友商事が事業を進めているじゅんさい栽培は、今どのような歩みをしているのでしょうか。町の指導はどのようになされているのか伺いたいと思います。私が考えるには、令和3年度も農業情勢は非常に厳しい現状であると認識しているが、当局はどのように認識し予算編成したのか、農業分野については何に重点を置いたのか伺いたいと思います。

町長 畠山菊夫 一問一答方式でございますが、一括してお答えしてよろしいでしょうか。

1 番 加藤千代美 いいですよ。

町長 畠山菊夫 最初に我が町の作況指数、これは以前にも加藤さんにお答えしておりますけども、まず作況指数についてですが、市区町村ごとに発表はされたことはございません。秋田中央の作況指数は104となっております。昨年と同様でありました。農家所得についてですけども、概算金の支払額は12,400円となっております、昨年より1,100円下がっております。よって加藤さんが言われる上っているのではなくて、下がっているのではないかと考えております。よって所得は減少しているものと思われま。農業生産法人、減農薬農業などの、環境保全米のことでしょうか。ブランド化、米以外の作目の生産拡大が当初計画より個数、生産量、所得でどの位のびたか、とのご質問ですけども、まず、農業生産法人の戸数であります、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中で現状より4法人増加させるとあります。現時点での農業生産法人は8法人となっております。また、環境保全米の作付け農家については、5人の農業者が取り組んでいただいております。平成27年度の作付け面積は263アール、今年度は412アールの作付けでございます。所得については個人のことですので、把握はしておりません。次に米以外の作目の生産拡大等については、毎年度地域農業再生協議会において、米の生産目安を提示しています。この制度が始まって以来過剰な米の作付けが全国的におこなわれており、本町においても例外ではございません。米以外の作目の所得については、水田利活用支援対策交付金事業において、農家所得の確保を図っているところですが、生産の目安を達成していないため、伸び悩んでいるところでございます。いずれも面積・生産量については個別の計画は今ございません。じゅんさいについてでございますけども、中友（なかとも）商事さんではなくて、中友（ちゅうゆう）商事さん、これが今、東北石材の用地をお借りしてハウス4棟で栽培しておりますが、昨年は2棟で収穫が出来たと伺っております。ただ、地下水の量が足りなくて、ボーリング工事に着手する予定とも聞いております。

町の指導ということですが、町では指導はしておりません。殺虫剤を使わない無農薬栽培として、軌道に乗ってほしいと願っております。農業分野では何に重点を置いて予算編成したのかということですが、農業情勢については、米価の下落がどの位になるのか、危惧しているところです。このような米余りになることはある程度予想されていたことで、米の生産の目安についても年々下降しているところです。予算は目安の達成を目標に前年度を参考に、予算編成しております。以上でございます。

1 番 加藤千代美 まあ資料を求めて出されたんですが、この米以外の作付け面積が28年、令和2年と種目毎に私に出されております。ここでは所得が不明だと、こういう内容になっておりますけども、これは具体的に言いますと、大豆、これは通年の大豆だと思いますが、この面積に数量額をかけると概要で所得が出てくるのではないのでしょうか。同じく枝豆、振興作物、一般作物も同じだと思うんですが、これが不明というのはちょっと納得出来なないですけども。

議長 伊藤秋雄 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 所得の取扱いの関係だと思います。私は所得というのは収入から経費を差し引いたものだと考えております。ですので経費の算定が出来ておりませんので、どの位かは分からないということで不明という風に回答しております。以上です。

1 番 加藤千代美 政策を振興する時には、大豆だったら大豆で10アール10キロだったら10キロ種を蒔くと、肥料は5キロなら5キロと、そういう政策工程をある程度示して、この大豆生産とかその他の作物の推進を図っていくと、大体の政策を振興する上で、経費というのは出てくるんじゃないですか。

私がこれはいくらかかったかということじゃなくて、やっぱり農家の人にその作物の推奨を図るためには、この位の肥料使って、この位の種を使ってこの位の手を利用すれば、大体どの位の収入が上がりますよという概算を出して、その生産振興を図るんじゃないですか。その辺はどうですか。

産業課長 千田浩美 ちょっと資料手元に持って来てごさいませんのであれですけども、基本構想の中ではもしかしたら、それが提示されているかもしれません。そうなれば私のミスであります。今後はまず農協さんと連携を取りながら、示していきたいと思います。

1 番 加藤千代美 今までにこの話題について、何回も質問してるんだけど、我々聞いているのは予算編成する時に、大体所得がどの位あるか税務課の方でもそうだと思うんですけど、この農業全体でこういうものやれば、今年の農業所得はどの位なると、従って税収はこの位だと計算してると思うんですよ。

私は難しいことを聞いているのではなくて、そのことをまず一つ聞いておきたいと思います。

それから今町長が言われた米についても大体同じですよ、私の積算と12,400円から1,100円下がるといったという話でしたよね。

それをもう計算すれば、所得が出てくるんじゃないですか。それがまず一つであります。その辺は今資料がないということなので、後日、資料を見た上で私に教えてもらいたいと思います。

農業生産法人ですけども、令和2年度8戸です。8戸という基準はできました。令和3年度ではこれは4法人目的とするということですか。令和3年度はいくらの法人を目指すということですか。

産業課長 千田浩美 平成27年度を基準にして、そこから4法人増やすという計画でございます。以上です。

1 番 加藤千代美 平成27年度は3戸ですよ。令和2年度は8戸ですよ。8戸に4戸プラスするということですか。そういう目標ですか。

産業課長 千田浩美 平成27年度の3戸を基準にして、それに4戸をプラスするということです。以上です。

1 番 加藤千代美 3戸に4戸プラスすれば7ですよ。令和2年度は8戸ですから8戸より増やさないということ。私今、せっかく令和2年度で8戸の法人があるのに、令和3年度の予算では、あと法人増やさないということですか。そこ聞いているんです。

産業課長 千田浩美 そういう意味ではごさいません。今後も増やしては行く予定でございます。

1 番 加藤千代美 それは何戸かということを知りたいです。

産業課長 千田浩美 町の基本方針をこの後策定することになっております。それはおそらく3年度でタッチすることになると思いますので、その時に提示したいと思います。以上です。

1 番 加藤千代美 基本構想は基本構想ですけども、私が聞いているのは今そのことを聞いている訳ですよ。基本構想では基本構想の時あるでしょうけども、やっぱり今私の質問ですから、その辺は答えて下さいよ。

産業課長 千田浩美 すいません。ちょっと質問の趣旨がよく分かりませんので、もう一度お願いします。

1 番 加藤千代美 令和2年度に8戸の法人がありました。令和3年度に予算編成する段階で、この法人をいくらに増やすかということ。目的は何戸ですかということですよ。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

- 町長 畠山菊夫 まあこれからそれを策定するという事なんですけども予算配分のご質問ですよ。
- 1 番 加藤千代美 予算編成していく段階で、・・・
- 町長 畠山菊夫 いやいや、その増やす過程において予算は付けておりません。転作作物においても延ばしていきたいのは山々なんですけど、それにじゃあいくら予算編成するかということも議員の皆さんには今までも示したことはないし、示すことも出来ないと思います。
- 1 番 加藤千代美 予算編成する段階で、目標数というのが8あるならば、法人を増やしていくという形の中で、4法人なら4法人増えますということになれば、当然そこにはいろいろな政策が出てくると思う訳ですよ。それで私は目標数値はいくらかと、それから米以外の作付け面積においても、農家所得を増やしたいという考えに立っているんですよ。農家所得を増やしたいという時に、大豆、枝豆、振興作物、一般作物とありますけどもここに面積が28年度は、101ヘクタール、令和2年度は76ヘクタールというデータが出てきてます。これ減ってますけども、しかしこれが大豆、枝豆こういうものを推奨していくためには、どの位経費がかかってこの位だと、だから目標数値はこうだと、予算組むときにこれをやるためには、この位の補助するという話になっていくと思うんですよ。ですからやはりこの所得をね、ある程度推定して出すというのが本来の筋じゃないですか。
- 町長 畠山菊夫 事業に関してはそういう風にやりたい、やって行きますということは、いろいろ再生協の中でもいろいろやっております。ただそれに加藤さんおっしゃっているのは、予算編成したのかっていうご質問ですので、予算編成の仕方はございませんこれには。私方は予算編成、議員の皆さんに示してますよね。その中にこの作物はどれだけ予算付けてますよってことは出来ません。数値は出して行きたいと思います。
- 1 番 加藤千代美 逆に質問いたしますけども、こういう作物についての数量と収入が確定しないで、見通しを立てないで、どのように農家の人方に接触して行くのですか。例えばこれ大豆については、平成28年度と令和2年度を比べると、令和2年度下がってますよ。そういうことを考えていけばやはり下がっていくということは、所得が足りなかったんじゃないかなと、これは推測ですよ。やはりそのものを農家に推奨して行くために、やはりある程度の所得というのは出さなきゃいけないと思うんですよ。推計で、我々に示さなくても、それを出した上でこういうものをやるというのが筋だと思うんです。だから私はこの問題について、どの位の所得があって、これを推奨することになったのかということを知りたいんです。それが予算措置の形じゃないですか。
- 町長 畠山菊夫 町側の成果物生産に取り組んでいるのは分かりますよね。令和元年度から今年度と比べると、昨年は不作もありましたけども、今年は大分伸びております。そういう実績を踏まえて生産の目安、これをきちっとやっております。ただそれに向けての予算というのは付けられません。予算編成とお聞きしておりますので、それは付けられないということは申し上げておきます。
- 1 番 加藤千代美 じゃあこの議論はこれ以上話しても埒があかないと思いますので、次にいきたいと思えます。中友（なかとも）商事ですか？
- 町長 畠山菊夫 中友（ちゅうゆう）商事と言いました。
- 1 番 加藤千代美 中友商事が4棟ハウスやったということですかこれ。じゅんさい2棟やって後の2棟はどうなったのですか。もう一回お願いします。
- 町長 畠山菊夫 何棟でやったかはご報告してますよね。2棟は先日の低気圧がきた時にちょっとやられまして、それで今4棟でやって、昨年の春からですね収穫は2棟ではしております。
- 1 番 加藤千代美 今これをやって2棟では収穫してるということなんですけども、当初予定したものよりも収穫量も何と言いますか、施設の事もあったりして、この後どうなるんですか。

- 町長 畠山菊夫 この後は生産に向けて頑張っていると思っております。町が助成を出してやる訳ではございませんし、指導もしていません。
中友商事さんは企業ですので、立派に生産をしていただきたいと思っております。
- 1 番 加藤千代美 これに確か2, 500万でしたよね、補助金出したのは。
- 町長 畠山菊夫 それは何処からいったか分かりますか。それは予算は何処からいったか分かりますよね。
- 1 番 加藤千代美 これは県から町を経由していつてるはずだよね。それで町を経由して結果的には町が補助金を交付したということだと思うんですが、これほとんど町外の業者ですよ。町外の業者でこれはここに支所を置いているんですか、中友商事さんは。
- 町長 畠山菊夫 それちょっと支所だとか建物を置いて事業はされておられません。
- 1 番 加藤千代美 何故、この支所があるかないか聞いているのは、結局、町の業者でない人に補助金を交付して、中友商事さんがやったんですけども、税に関してはここに事務所がないものに関しては、税収が落ちませんよね。
それだったら町の業者を探して、やった方がよかったんじゃないかなと思う訳ですよ。今になれば。
- 町長 畠山菊夫 そもそも経緯というのは加藤さん分かりますよね。この町でじゅんさい栽培をやりたいから、県の予算を町がトンネルでお出ししております。
それで当初は潟の町有地でやる予定でございましたけれども、やはり地下水が合わないということで、それで東石さんのあそこを買って、今現在やっておりますけれども、そもそもこの事業に当たっては、事業がちゃんと生産できる状態になって、それを町でやる業者がいればいいんですけども、それが利益を上げて町の皆さんも一緒になってやったらどうかという発想が元々でございます。
最初からじゅんさいをやる方が、町にいるかとなればそれはいいですね。この町でやりたいという方がおられましたので、町では予算出しておりませんが、トンネルで予算は提供しております。
- 1 番 加藤千代美 最初の説明の段階では、町でやる人がいなかったのが中友商事さんになったと、そして町では関与しないという説明であったと思うんですよ。
- 町長 畠山菊夫 そういう説明は私したことはございません。勝手な解釈だと思います。
- 1 番 加藤千代美 これ募集した時に、これに応ずる人がいなかったということじゃなかったですか。
- 町長 畠山菊夫 それは勝手な解釈でございます。そういうご説明はしておりません。
- 1 番 加藤千代美 じゃあ私の解釈が間違っているのかもしれませんが、中友商事さんがやる時に、この支所を設けるということは、アドバイスしなかったんですか。八郎潟町に支所を設けるというアドバイスはしなかったのですか。
- 町長 畠山菊夫 加藤さん、湖岸でやろうとしている事業と間違っていると思います、解釈。
- 議長 伊藤秋雄 休憩します。
(休 憩)
(再 開)
- 議長 伊藤秋雄 再開します。
これにて、1 番 加藤千代美君の一般質問を終わります。
それではここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。
(休 憩)
(再 開)
- 議長 伊藤秋雄 それでは、午前中に引き続き再開いたします。
次に、8 番 畠山一充君の一般質問を行います。8 番 畠山君。

8番 畠山一充

新人の畠山です。この4年間自己研鑽を積み、町の活性化に向けて一生懸命全身全霊で取り組みたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

私の方からは表題にあります、人口減少の取り組みについてと、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について、2つ程一括質問方式で質問いたしますので、どうかよろしく願いいたします。

人口減少につきましては皆さんのお手元に、町の戸籍の方から協力いただきまして、私の方で町の年齢別男女人口と、人口ピラミットを作成いたしておりますので、どうか一緒によろしく願いいたします。

人口減少の取り組みについてなんですけども、人口減少をどう克服するか、本町の最重要課題であると思います。

少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少により、県内需要による経済規模の縮小、労働力不足、医療・介護費の増大など社会保障制度の給付と負担のバランスの崩壊、財政の危機、基礎的自治体の担い手の減少など、様々な社会的・経済的な課題が深刻化することが考えられます。

本町の人口、先程添付いたしました資料なんですけども、2021年2月1日現在においては、5,610名です。2015年次実績、これは総務省の国勢調査によりまして、6,080名、2010年次実績、同じく総務省の国勢調査によりましては、6,623名でございます。

この11年間においては、1,000名以上の人口が減少しております。

本町の高齢化率を見ますと、2月1日現在で43.3%となっております。65歳以上の高齢者が増え続けると、認知症高齢者及び単独世帯や夫婦のみの世帯も増加していくこととなります。

また、高齢者の増加に伴い、8050問題が今後予想されます。やはり、生活基盤をしっかりと整備、並行しながら移住・定住支援を推進し、且つ福祉サービスの充実が必要では

ないかと考えられます。

以下の事項についてなんですけど、(1)移住・定住、これにつきましては、加藤議員と重複いたしますけども、移住・定住支援関係補助金の現状及び対策について、(2)人口減少対策の施策及び予算措置について、どうか当局からお伺いいたします。

それと合わせて提案といたしまして、第6次町総合計画の後期5年間で今年からスタートいたします。どうか一丸となって町役場職員各課の下より、人口減少克服をテーマとし、協議、精査した事項等について、町民また町内会等と取り組んでいただきたいと思っております。是非、ご検討お願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

命を守る国内初のコロナワクチン接種について、報道機関の内容等を確認しますと、2月19日から医療従事者向けに対し、先行接種が開始されました。

先行接種後、都道府県が体制を調整し、3月中旬以降から診療に関わる医師や看護師など医療従事者へ優先接種が行われる予定です。

また、新型コロナ感染者と接する可能性がある、保健師や救急隊員らも対象となります。その後、4月12日以降段階的なんですけども、65歳以上の高齢者、さらに基礎疾患がある人などが続くこととなります。

このワクチンは16歳以上が対象で来年2月頃までを予定しております。どうか本町においても早急にスケジュールを立て、事前準備等に取り組んでいただきたいと思っております。

こちらのワクチン接種につきましては、小柳議員とこちらも重複しておりますけども以下の事項というようなことで(1)医師と看護師について確保されているか、(2)福祉従事者へのワクチン接種はいつごろか、(3)在宅の高齢者が病院または仮設診療所へ出向くことができない場合、及び施設入所者への対応策は、というようなことで当局へお伺いいたします。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫

畠山議員のご質問にお答えいたします。移住・定住支援関係補助金と致しましては、町単独補助として移住支援助成金制度があり、こちらは移住者一人につき月額3千円を2年間交付するものでございます。現在5世帯12名に補助金を交付しております。

同じく町単独補助金のふるさと回帰支援交付金制度では、就労のために町に移住・定住してきた方に対して、支援金年額3万円を3年間交付しております。

意味合いは通勤費的なものでございます。現在3名の方に交付しております。

他に空き家バンクを開設しております。令和2年度では1件の実績がありました。

現在は空き家バンクへの登録はない状態です。登録にあたっては、空き家バンク利用促進報奨金制度を創設しております。

さらに、住宅リフォーム支援事業を平成31年4月に創設し、子育て世帯及び移住定住世帯ごとの持ち家型・空き家購入の各目的に応じた助成制度を設けております。

令和3年度からは新たに、一定期間県外に居住した後、実家等へ戻る移住・定住世帯に対しても支援を拡充し、リフォームに要する費用の15%、最大30万円を支援することとし、県補助金と合わせた住宅住まいの確保を推進することとしております。

また、地方創生移住支援金制度があり、これは首都圏から移住してきた方が県の指定する中小企業に就職した場合に、世帯で100万円、単身で60万円を補助するものでございます。

産業人材の確保と移住を目的としていますが、まだ本町での実績はございません。

移住・定住対策は、各種助成金の額が大きければそれだけで実現するものではございません。暮らしやすさ、仕事の確保、医療体制の充実、自然や文化といった環境面など本町の魅力を選択して頂くことによって成立いたします。

これまでの施策を継続しながら、本町を選んでいただくためのさらなる施策を進めて参ります。

また、減少対策の施策及び予算措置についてですが、人口を増やすための直接的な施策についてご説明いたしますと、未婚者の出会いの場の提供や婚活イベントを企画する団体等へその費用を助成する、八郎潟de愛サポート事業補助金に10万5千円を、あきた結婚支援センター負担金として7万7千円を、同センターに入会する町民にその登録料1万円を助成する、入会登録料助成金に5万円を、結婚されたカップルに10万円を支給する結婚祝い金事業に100万円を、出生時一人につき3万円を支給する、出産祝い金事業に69万円を、不妊に悩む夫婦に対し人口受精に要する費用の一部を助成する妊婦支援事業に70万円の予算措置を行っております。

また、子育て世帯の負担軽減を図る意味では、こども園における主食・副食費や学校給食費に対する助成や、通学バス定期券購入費用の助成、こども園保育料の無料化などを行っております。

予算措置はありませんが、改訂版総合戦略では、平成23年以来1,500人成婚報告者の実績を持つ、あきた結婚支援センターに対し、本町に職場を持つ会社等が結婚を応援する会員団体になっていただけるよう、呼びかけを進めることに致しました。

これらの他、人口の社会減対策として、商店後継・起業者支援事業、雇用促進奨励事業、空き家バンク等の空き家全般にわたる利活用支援事業、住宅リフォーム支援事業などを実施しております。

人口減少は、議員言われるように切実な問題であり、首都圏を除き全国的な傾向です。

。 県と一緒にあって対策を取り組む必要があります。これらの対策は、すぐに成果が見えるものではありません。

高齢化社会は当面の間続いて参ります。健康寿命の延伸を図り、高齢者がいつまでも元気で社会生活を営める地域づくりの推進も、さらに進めていく必要があります。

なお、提案事項に対する検討についてですが、改訂版総合戦略では、進行管理にあたり、PDCAサイクルを導入し、基本目標ごとの数値目標と充用業績評価指標KPIの達成状況を踏まえ、施策の効果等を検証するとともに、課題を整理し、次年度に向けて施策・事業の見直しを行い、必要に応じて総合戦略を改定することとしております。

議員が言われる町民・町内会との取り組みですが、どのようなイメージなのか定かではございませんけれども、町内会に対しては、高齢化社会はしばらくの間は続きますので健康なうちは是非、自主的に地域の元気を支える役割を、何らかの形で担っていただければと願っております。

人口減少の最大の原因は、データ上、結婚するカップルが減少していることです。

婚姻を選択するのは自由意思ではありますが、その意思があっても出会いの場を見出すことができない若者が増えてきていることも事実でございます。

結婚の希望を抱く方々が出合いの場に辿り着けることができるよう、各分野の町民皆様の知恵と工夫をいただきながら、後押しできたらなと思っております。

次に、ワクチン接種についてですが、ワクチン接種の実施主体は市町村になっております。また、接種体制の確保・運用等については国からの説明を受けて進めております。

。 しかしながら、ワクチンの供給時期や供給量が不透明であり、接種日程や医師・看護師等の確保に苦慮しているのが現状でございます。

医師と看護師の確保は、医師会からの支援を受けることになっております。また、ワクチンの供給時期や供給量に対しても、迅速に対応できる接種体制を医師会と継続して協議を進めて参ります。

福祉従事者のワクチン接種予定については、高齢者等が入所・居住する施設の従事者が対象となります。本来優先順位は、医療従事者、65歳以上の高齢者、基礎疾患のある方や高齢者施設の従事者、一般の方の順番となりますが、高齢者施設の入所者が接種する際に、従事者の方も優先順位を繰り上げて接種することが可能となります。

なお、その他、福祉従事者のワクチン接種は、基本的には一般の方の集団接種と同時に受けることとなりますが、今後のワクチン供給予定が不透明であり、現段階では、接種予定時期を示すことができないことにご理解を願いたいと思います。

なお、分かり次第周知することにしております。

在宅の高齢者が病院又は仮設診療所へ出向くことが出来ない場合、及び施設入所者の対応策については、基本的には基礎疾患のある方や移動困難者と同様に集団接種となります。

なお、ワクチン接種においては医療機関や福祉関係機関とのご協力が必要となりますので、その対応について関係機関と協議して参りたいと思います。

また、施設入所者の対応策については、各施設によって医師を有する施設、医師を有しない施設など、事情が異なります。接種に伴う準備体制もそれぞれ違うことから、各施設

関係者と協議をして対応いたします。以上でございます。

8番 畠山一充 どうも有難うございます。福祉従事者へのワクチン接種につきましては、私も社会福祉協議会におりまして、特に在宅福祉サービスでホームヘルパーが最前線で仕事をしております。高齢者の方と常に接しているのも、そこら辺も配慮いただければなという思いで、今回質問させていただきました。

事業者と役場とこの後いろいろ協議してもらって、前向きに進めてもらえば助かります。私の方からは以上でございます。有難うございます。

議長 伊藤秋雄 これにて、8番 畠山一充君の一般質問を終わります。
次に、6番 京極幸村君の一般質問を行います。はい、6番 京極君。

6番 京極幸村 6番 京極幸村です。本日は2つのテーマについて質問させていただきます。よろしくお願ひします。

1つ目、空き家対策についてご質問させていただきます。近年問題となっている空き家対策について、本町では空き家バンクを設立しておりますが、その利用についてはあまり進んでないと感じております。

設立から現在までの利用者数を教えてください。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 京極議員のご質問にお答えいたします。
空き家バンクは平成31年4月に設立され、今年度に1件の登録があり、その後成約されております。

6番 京極幸村 有難うございます。空き家の総数が平成29年度の調査時点で140件以上あり、現在はさらに増加していることと考えられます。空き家の総数に対して、登録数が1件ということは、残念ながら空き家バンクはあまり機能していないと考えられると思います。

私自身も所有物件を空き家バンクに登録しようとしたのですが、片付け費用や改修費用が大きなネックとなり、登録までは至っておりません。

空き家バンクの利用者を増やすには、登録までのフォローが必要と考えます。そこで提案ですが、片付け費用や改修費用の助成を提案しますが、いかがでしょうか。

町長 畠山菊夫 平成29年度に空き家の調査を行っており、そのときの件数は191件でした。
そのうち改修なしで使用できるのは3件でした。議員の言われる片付け費用や改修費用の助成をとということですが、まず改修費用については、住宅リフォーム関係補助金があります。新しく空き家に住みたい人が、空き家を購入したりした場合の制度です。

また、片付け費用については空き家を売却または賃貸することにより、収入が得られますので、現在はそこまでは考えておりません。

現状でのバンク登録も可能ですので、事業促進に努めて参ります。

6番 京極幸村 有難うございます。その他の空き家対策として、本町では解体費用の助成も行ってあります。利用できる空き家は空き家バンクへ、老朽化が激しく利用困難な空き家は解体へと向かっていくのが理想の流れだと思いますが、空き家バンクの管轄は産業課、解体

費用の助成は町民課の管轄となっております。

どちらも同じ空き家を対策するという一方で、業務を一元化した方が空き家対策の推進になるのではと考えますが、いかがでしょうか。

町長 畠山菊夫 既存の建物の老朽化に伴い、適切な管理がされないまま放置されていた場合、危険空き家になっていく可能性が大であります。

防犯対策や住環境を阻害する危険空き家を少しでも少なくする観点から、空き家バンクを設置していますので、町民の利便性を考慮し、議員の言われる一元化に向けて、検討して参ります。

6番 京極幸村 空き家対策を進めていくことは、未来への繁栄に繋がるかと思えます。是非スピード感のある対応を期待しております。よろしくお願いたします。

2つ目の質問に移らせていただきます。町のサービスの周知を、ということテーマにしました。

本町では様々な助成・補助をサービスとして提供しており、それを必要としている人にとっては、とても有難いことだと思います。

しかし、町で行っている各種助成・補助事業にどういったものがあるのか分からないといった声を聞きます。

それを作り上げた町にとっても、制度があるのに知らずに利用の機会を逃す方としても、良いサービスを提供しているのに、存在が気付かれぬままというのは非常に勿体無いことだと思います。

例を挙げますと、当町では企業誘致優遇制度を設置しております。しかし、その情報に

町のホームページから辿り着くには、暮らしの手続きをクリックした後、産業課の項目までダウンスクロールしていき、さらにそこから24個もの項目が並ぶ中から探し出さないと見つけ出すのが非常に困難です。

そこで提案ですが、町のホームページ内に、町の行政サービスをまとめたリンクを作るのはいかがでしょうか。

町長 畠山菊夫 町ホームページの仕様ですが、検索に手間がかかっているとすれば、見直しについて検討を始めます。

限られたシステム機能の中での検討となりますので、画期的な見直しには至らないかもしれませんが、他自治体を参考にしながら、ご提案の行政サービスをまとめたリンクの作成で解決するのか、全体的な仕様の在り方で見やすくかつ検索しやすい方法はないかなど、利用者の観点に立った検討を行って参ります。

6番 京極幸村 今は多くの世代、特に若い世代はインターネットから情報を仕入れる時代です。

町のホームページが整理されることで、より多くの情報が必要な人に届きやすくなると思います。

また、ホームページや町の情報というのは、適時更新されているということは、町の印象アップにも繋がると思えます。是非、よろしくお願いたします。

これで私の質問は以上とさせていただきます。有難うございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、6番 京極幸村君の一般質問を終わります。

次に、11番 柳田裕平君の一般質問を行います。11番 柳田君。

11番 柳田裕平 議長、すいませんがマスク取ってもいいですか。

柳田裕平でございます。私からちょっと始めに皆様に申し上げますが、この度の町会議員選挙で町民の皆様から、3期目の議席を頂戴いたしました。

また4年間任期中よろしくお願いたします。それでは質問に入ります。

今回の私の質問は、表題で2つの項目でございます。

1つがマイタウンバスとデマンドタクシーについて、1つが八郎潟保全会の新年度環境保全整備事業はどうなるのか、ということでございます。

それでは1番のマイタウンバスとデマンドタクシーについて質問をいたします。

地域住民の足となる交通体系が、一昨年から様変わりをしているようです。一昨年の令和元年10月でしたが、大潟村・八郎潟町・五城目町を行き来する、南秋マイタウンバスの運行がスタートしました。

そして昨年の4月ですが、秋田中央交通の五城目から秋田間の路線バスが経路変更になり、八郎潟町は運行経路から完全に外されてしまいました。

長年、秋田市までの貴重な交通手段であった路線バスが無くなり、商店街の賑わいや

地域住民への影響は大であると感じております。

特に、秋田市までの通勤・通学・通院・買い物などで、路線バスを利用していた方々にとっては不便を感じているものと思います。

同じ昨年の4月ですが、八郎潟町乗合いタクシーが五城目町乗合タクシー森山線と統合し、新たに大川エリアを対象地域に加えた広域デマンド型乗合タクシーとして、この3月まで試験運行が続くことになっています。

このような南秋3町村での新しい交通体系づくりへの試みが実を結び、多くの地域住民から歓迎・利用されるようになっていただきたいと思います。

また、昨年の9月でしたが、3町村で立ち上げた南秋マイタウンバスがスタートしてから、1年経過したとのことで、その利用状況や運用状況などが魁新聞に取り上げられていました。

それによれば、南秋マイタウンバスの利用状況が当初の思惑通りになっていないとのことで、一つの課題が浮かび上がってきているようでした。

南秋3町村協議会事務局の話では、利用者の多い時間帯と少ない時間帯の傾向が見えてきたので、運行計画を見直しして利便性の確保とコスト削減を両立させたいとのことでした。

私は利便性の確保とコスト削減という観点から言わせてもらえば、多少のコストは住民サービスであるとの考え方でも良いのではないのでしょうか。

この広域での両事業南秋マイタウンバス・デマンド型乗合タクシーについては、地域住民の利便性を確保することを基本的な考え方として、利用者である地域住民の声を幅広く聞くなど、利用者本位の捉え方で、取り組んでいただきたいと思います。

そこで質問ですが、第1点、新聞にあった、南秋マイタウンバスでの利便性確保とコスト削減という観点で話し合いが行われたと思われませんが、その話し合いではどのような意見が出て、どのような結論に達したのでしょうか。

第2点、広域デマンド型乗合いタクシーの利用状況と今後の方向性については、どのように考えているのでしょうか。

第3点、南秋マイタウンバスと広域デマンド型乗合タクシーの両立と連携が一つの鍵になるかと考えますが、その点ではどのように考えているのでしょうか。

答弁よろしくお願いたします。

次に、表題の2番でございます。八郎潟保全会の新年度環境保全整備事業はどのようなのか、最初にご了承いただきますが、環境保全整備事業という文言を整備事業と省略いたします。

1月12日の臨時会で確認するつもりでしたが、実現できませんでしたので、今回の一般質問で取り上げることにいたしました。

八郎潟保全会のことについては、新聞の報道などで町民の関心が高まっているように感じております。

いずれにしても、金銭問題については係争中のことですので、裁判所の裁判に委ねることであると理解しているところでございます。

そこで、夜叉袋地区に農地のある方にとっては、裁判も気になりますが、新年度の整備事業が計画通りに実施されるのか否かが、一番心配ごとであると思われませんがどうでしょうか。

一日市保全会と真坂保全会が昨年分担して行った整備事業については、その実績から新年度も昨年同様に事業を進めることになるであろうと思っております。

しかしながら、町と係争中の八郎潟保全会が分担していた夜叉袋地区の整備事業の計画・実施については、いろんな観点から継続は難しいだろうとの判断が当然かと考えますがどうでしょうか。

そこで、八郎潟保全会が分担していた夜叉袋地区の新年度整備事業の計画・実施については、八郎潟町としてはどのような考えで進めようとしているのでしょうか。

以上、答弁よろしくお願いたします。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 柳田議員のご質問にお答えいたします。

コスト削減は、協議会事務局である行政側の発案です。令和元年10月の運行開始後、暖冬により高校生によるバス通学利用者が減少しました。

さらに令和2年春以降は、コロナ禍による学校の休校や病院への通院利用者の減少等により、さらに600万円の赤字が膨らみました。大きな財政負担となりますので、利用者の少ないダイヤの廃止などのコスト削減案を、委員26名で構成する3町村の南秋地域公共交通活性化協議会に提案したところでございます。

そうした中で、マイタウンバスは住民福祉の向上のために始めたはずではなかったのか、今は減便より利用者増に向けた取り組みを考えることが先決ではないか、との意見がありました。

利用促進のため活性化協議会に意見を提言する9名で構成する広域連携会議においても、利便性確保を追求しながら利用者増につなげるべき、との意見がほとんどでした。

具体的には、イオン西口停留所をイオン敷地内に設置できないか、様々な媒体による情報発信・PRを進めるべき、利用促進のためのイベントの実施を、といった内容でございます。

これらの意見を反映し、イオンには2月8日に活性化協議会長名で敷地内への停留所設置要望書を提出しております。

PRについては各町村が広報誌やホームページ等でお知らせしております。利用促進では、昨年9月に二日間の無料デーを実施しました。

また、10月には拠点施設での合同スタンプラリーの開催、さらに食べ歩きマップを作成し全戸に配布するなどしております。いずれも好評でしたので、継続した取り組みを委員から要望されております。

令和3年度にあっても、無料デーや合同イベントの実施を行いながら、利用者の増加を目指していくことを活性化協議会では確認しております。

広域デマンド型乗合タクシーは、令和2年4月から一日5便で、10月からは一日6便で試験運行を行っており、令和3年4月から一日6便での本格運行をスタートすることとなりました。

利用状況ですが、4月から1月までの10カ月間では、令和元年度の町単独デマンドタクシーと比較すると、115件利用が減少しております。原因ははっきりしませんが湖東厚生病院から報告を受けている通院患者数の減少と、デマンドタクシー利用目的が通院が最も多いことを考えると、コロナ禍により通院を控えた方が多かった、と分析しております。

今後の方向性ですが、9時の便を増加したことにより昨年に比べ10月では20件の利用が伸びました。

引き続き乗降調査等による利用者の声に耳を傾けながら、より利便性の高いデマンド型乗合タクシーを目指して参ります。

両立と連携についてでございますが、広域デマンド型乗合タクシーは、基本的に旧面潟線生活路線バスを廃止した代替策として、町単独で運行を始めたものでございます。

浦大町、三倉鼻、真坂、夜叉袋、羽立地区の方々は、地理的な関係から南秋マイタウンバスの利用が難しいことから、このデマンド型乗合タクシーを中心にご利用いただいております。

五城目高校生の通学を除けば、利用が多いのは双方のツールとも湖東厚生病院への通院でございます。再来患者は予約制により受診時間が決められておりますので、受診前及び受診後の自分の時間が合う交通の確保が課題となっております。

ちなみに、町では介護保険の要介護者を対象とした通院タクシー制度もあり、こちらも令和元年度に比べると百件以上の利用者減となっておりますので、これら3種類の交通手段を整えておりますので、自分に最も都合の良い交通手段をご利用いただければと思っております。

また、交流人口の拡大を目的とした双方のツールの利用促進策では、SNS等の媒体により3町村のイベントに合わせた周知方法を充実させることにより利便性が高まり、利用者増につながるものと思っております。

八郎潟保全会の来年度以降の整備事業に関しましては、議員が心配されるとおり、町としても懸念しているところでございます。

令和2年度の交付金については、八郎潟保全会には交付しないことが決定しており、予算措置していた交付金も国費や県費を返還したところであります。

これについては、現状の八郎潟保全会は受益地である八郎潟土地改良区と反目し疎遠になっていること、また、正常な会計処理、組織運営がなされていないと町が判断したことによるものでございます。

先日、夜叉袋地区の数名の方が八郎潟保全会の村井会長と話し合いの場を持ち、会長職、事務局を辞するよう交渉いたしました。頑なに拒否されたと聞いています。

なぜ、そこまで会長職と事務局にこだわるのかわかりませんが、来年度以降も現状の運営体制であり、なおかつ現在裁判で係争中ということも考慮すると、交付金の支給は難しいと考えます。

この事業は地域の合意形成の上に成り立って行う事業ですので、地域で再度話し合いを行ってほしいと考えます。

なお、昨年9月の村井議員への答弁でも述べましたが、町としては新たな体制に対して、全力でサポートを行っていきたく思っています。

そのため、令和3年度の予算については、これまでと同額を計上し、国や県に要望しているところでございます。

11番 柳田裕平 どうも有難うございました。

それでマイタウンバスとデマンドタクシーですが、私も本当かどうか分からないけども、スクールバスを使って一般の方も利用しているとかという話も聞いたことがあるんですが、そういうのはあるかどうか分かりませんが、そういう風な形で将来考えればいろんな交通機関をお互いにかみ合わせて、町の利用者を増やすようにして、安心した町のイメージで考えていただきたいなと思います。

一つ私から再質問になりますが、本町に限ってですが、夜叉袋地区、真坂地区、浦大町地区経由のバスがですね、マイタウンバスに限り一本もない訳ですね。

それでできれば一日何本か午前中の病院へ行くとか、買い物に行くとか、一本か二本午後の帰りとか何か方法がなければ考えてあげるとか、そういう方向も考えられないのかなと、ちょっと私の考えでございますけども、どうでしょうかということでお話しさせていただきます。

それから環境保全整備事業についてですが、ちょっと三点ほど確認させてもらいたいのですが、一つはこの整備事業の交付金が何らかの事情でストップされるような心配はないのかどうかこれを教えていただきたいのですが。

それから二つ目は、昨年度は夜叉袋地区のこの整備事業はいくつか実施されたのではないのでしょうか、という話も聞いたので、もし実施されていたのであればお金がどの位使われて、精算状況はどうなってるのかそこら辺も、もしさし使えなければ教えていただきたいんですが。

それからもう一つは新年度事業が予定通りに終わるための決断のリミットは、いつごろになるのでしょうか。この三点ちょっとお答え願えればと思いますがどうでしょうか。

ちょっと通告してなかったのも、もしできなければ結構です。

議長 伊藤秋雄 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただ今の一つ目のご質問、面瀬地区のマイタウンバスできないかというご質問でございます。先程、柳田議員も言われましたとおり、川崎方面につきまして、スクールバスの代わりに、この南秋マイタウンバスを利用するという話につきましては、先の全員協議会の中で報告をさせていただきました。

それに伴いまして、面瀬地区の方のスクールバスにつきましても、どうしようかという検討はいたしました。

一つの案としまして、このマイタウンバスに子ども達も乗せて一緒に、ということは一時は考えた経緯はございます。

しかしながら、通院する方にとりましては以前の路線バスの代対策となっている今の乗合型デマンドタクシー、これがありますのでそちらの方で当面はご利用いただきたいと思っております。

将来的につきましては、また一步踏み込んだ形の町の高齢者の方のためのバスということは、将来的にはまた考える時期がまた来るのではないかと感じてはおります。

議長 伊藤秋雄 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 保全会の関係ですけれども、まず第一点、交付金がストップされる心配はないか、ということでございますけれども、今現在のところはそういったことは無いと認識しております。

それから二点目の夜叉袋地区で実施した事業の精算の状況ということでございますけれども、事業実施したとは聞いております。ただし、精算の状況につきましてはまだ実績報告等が上がってきておりませんので、そこまではまだ把握しておりません。

三点目の新年度のリミットの決断は、ということですが、我々としてもまずは早急にと考えております。

この議会終了後に、早急に会議の場を持ちたいとは考えております。以上です。

11番 柳田裕平 答弁有難うございました。ちょっとお話し聞いたところで、整備事業の方もストップされる心配はないかと、私聞いたんですが、現状は心配無いという答弁だったんですが、実際こういう形になる場合も考えられるのかな、というのを本当は聞いたかったんですが、そこら辺まず答弁なかったのでできなければ結構です。

それからデマンドタクシーなんですが、これから我々団塊の世代とか一気に高齢者が増えますので、そういうことを考えればですね、やっぱり通勤、通学、買い物等の弱者

についてはですね、お年寄りにやさしい町づくりということで、取りこぼしのないような万全の体制を整えていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。どうも有難うございました。

議長 伊藤秋雄

これにて、11番 柳田裕平君の一般質問を終わります。
これにて一般質問を終わります。これより常任委員会を開いていただきます。
明日は、午後1時30分より本会議を開きます。
本日の会議はこれをもって散会いたします。
どうもご苦労様でした。

(閉会 午後2時20分)

令和3年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第3日目 令和3年3月11日(木)
(午後1時30分)

- 議長 伊藤秋雄 ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町3月定例会は成立いたしました。
これより本日の会議を開きます。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
- 日程第1、議案第16号 第6次八郎潟町総合計画 後期基本計画の策定について、を上程いたします。
提案理由の説明を求めます。
- 議長 伊藤秋雄 畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 議案の概要についてご説明申し上げます。
会議日程資料の23ページをご覧ください。
議案第16号 第6次八郎潟町総合計画 後期計画の策定について
令和3年4月から5年間の計画期間とする、第6次八郎潟町総合計画後期計画を定めることについて、八郎潟町議会基本条例第8条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
なお、詳細についてはこの後、総務課長から説明させます。
よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。
- 議長 伊藤秋雄 小野総務課長。
- 総務課長 小野良幸 私の方から概要について説明申し上げます。
まず始めになんですけれども、この総合計画という策定義務につきましては、法的根拠はございません。
平成23年5月に地方自治法の一部を改正する法律によりまして、地域視点改革の観点から、総合計画の策定及び議会の議決を経るかどうかについての、義務規定が削除されております。
なお、町長の提案理由にもありましたように、町の重要な計画について議会の議決を経るということを、町議会基本条例第8条の方に規定してございまして、その中に総合計画を謳ってございます。
それでは法的本計画書のこれは目次の手前の、後期基本計画についての始めにという部分をご覧ください。基本的なことになるんですけれども、総合計画につきましては、町の将来像として、町づくりの基本となるものであり、今後、展開していく各種施策や事業計画の総合的な指針となることを目的として、策定したものでございます。
また、基本構想は長期的な観点から、町づくりの基本理念、将来像とともにこれを実現するための町づくりの方向性を示してございます。
基本計画につきましては、先程の基本構想に基づいて、将来像の実現に向けた具体的な目標とそれを実現するための各部門における施策を、体系的に示したものでございます。
それでは、中身の方に入って参ります。資料の1ページをご覧ください。
中身に入っていく前に5年前に策定した総合計画についての方向性については、5年経過した今、基本的に何ら変わるものではございません。
途中この5年間で情勢が変化したものについては、現状を分析しながら今後5年間に對する町の将来像について、若干の考え方の変更はしてございますが、基本的には何ら変わるものではございません。
それでは資料の1ページでございまして、第1章、ともに築く連携と協働のまちづくり、ここについても、前回の5年前の現状と課題、基本方向について何ら変わるところはございません。
主要施策に致しましても、町内会等の活性化支援の促進、シニア世代の活用促進このまま掲載をしております。
次の3ページです。人権・男女共同参画についても同じでございまして、主要施策は人権教育と啓発の推進、男女共同参画の推進、同じように設定をしております。
次の5ページ、第2章、すこやかに安心して暮らせるまちづくり、これも数字等は若干変わってございますが、現状と課題、基本方向については変わってございません。

主要施策とすれば、（１）から（４）まで健康関係の施策について計上をしてごさいます。

次に８ページ、地域医療でございまして、こちらと同じでございまして、主要施策といたしまして、地域医療体制の充実ということをごさいまして、

次に９ページ、地域福祉にございまして、これもほぼ同じでございまして、主要施策におきまして、５年前の計画では（３）の生活困窮者に対する支援のところ、引きこもりの実態調査をいたしまして、書かれておりましたが、なかなかその把握が難しく

この実態調査については削除してございまして、

次に１１ページ、高齢者福祉、こちらと同じでございまして、

主要施策にありまして、（１）から（４）と同じでございまして、ただ、（４）のところ、世代間の交流活動の展開を図ると以前は記載してございまして、全てのことに関することからこれを削除してございまして、

次に１３ページ、児童福祉これも大体同じでございまして、現状と課題のところ、上から６行目、平成２７年３月に策定した、子ども子育て支援事業計画ということで、こちらには実態に合わせた現状を記載してございまして、

主要施策については、（１）から（４）変わってございまして、

次に１６ページ、心身障がい（児）者福祉、これも前回と同じでございまして、主要施策についても同じでございまして、生活支援の充実、理解と協力の拡大、就労と社会参加の拡大ということで進めてございまして、

次に１８ページ、社会保障、これも同じでございまして、１９ページの主要施策におきまして、（３）番の健康保険税の算定方法の検討ということで、この度、国民健康保険税の税の考え方を改めた議案を上程してございまして、そのことに触れてございまして、

それから次に第３章、２１ページになります。交通安全・防犯これも同じでございまして、主要施策も同じでございまして、交通安全活動、防犯活動、組織の育成と強化ということで進めてございまして、

次に、２４ページ、消防、防災、ここの現状と課題では下から５行目、防災行政無線設備にしてもということで、ここをデジタル化から１０年以上が経過して老朽化が進んでいるという現状を新しく追記してございまして、

これに対して２６ページの成果指標の後期部分では、（４）防災行政無線子局の更新ということを追加してございまして、後は同じでございまして、

２７ページ、住宅・住環境その現状と課題は、最近公営住宅の空き状況が増えてきたことから、町民の皆さんそれから町外にいらっしゃる方の皆さんの地域に関する考え方がいろいろな事が出てきてございまして、現状に合わせた感じでこの課題も含めてここをかなり修正してございまして、

基本方向では地域の住宅需要を見通して、用途廃止や団地の再編等を進めます、ということをごさいまして、

なお、主要施策にありましては、（１）の町営住宅の適正管理の推進ということで、適正な町営住宅のストック数を確保します、という内容に変えてございまして、

そして安全安心住まい推進事業にありましては、住宅リフォーム支援事業等によりという言葉をごさいまして追加いたしまして記載してございまして、

空き家対策事業につきましては、空き家バンクの利用等とか空き家の撤去について所有者に助言を周知し、という風に施策を変えてございまして、

なお、成果指標につきましては、前期の（１）の町営住宅の整備戸数のところを削除してございまして、令和３年度の中嶋住宅整備の方もひとまず終えたということで、その戸数については記載を省いてございまして、

後期の（２）（３）番、空き家バンクの利用件数、危険空き家解体費、ここは補助戸数として新たに記載してございまして、

次に２９ページ、上水道・生活排水処理につきましては、現状と課題の中程で上水道については、人口減少による水需要の減、云々と記載してございまして、最近特に人口減少が著しいものですから、売り上げに対する給水収益の関係もございまして、その傾向は全国的な課題ともなっていると、そして事務の共同化、施設の共同利用について、広域連携作業部会で検討が進められている、といった現状を追記してございまして、

その下のまたから以降につきましては、今後は人口減少が進み、料金収入の増加が見込まれない中で、といった下りにつきまして新しく下りを追記してございまして、

そして主要施策３０ページ、一番下ですが、（４）の下水道ストックマネジメントの推進ということで、以前はそこを下水道施設の長寿命化としていたものを、総合的にストックマネジメントを推進していきたいというような施策に修正してございまして、

次に３１ページ、成果指標にありまして、前期の（３）番、老朽化した下水道施設の

更新率、これを削除してございます。次32ページ、交通体系ここは変更がございません。主要施策についても、国道・県道の整備促進、町道の整備ということで謳ってございます。

34ページ、循環型社会、こちらもほぼ変更はございません。次のページの35ページの主要施策についても、ごみの減量化の推進、ごみの分別の徹底とリサイクル化の推進、地球温暖化対策に向けた省エネルギー化の推進ということで記載してございます。

次の36ページ的生活環境保全、こちらもほぼ変わってございませんが、下から4行目の後半ですけれども、平成30年4月より五城目町におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理を委託しております、ということを追記してございます。

主要施策につきましても、5年前と同じ関係の八郎湖水質改善の対策、アオコ遡上の防止対策、一部事務組合の健全運営、ということで謳ってございます。

次38ページ、にぎわいと活力あふれるまちづくりですが、農林漁業につきましてもほぼ同じことを記載してございますが、畜産業の記述を削除してございます。

そして39ページ、主要施策におきましては、特産品の研究開発の促進のというところでは、総合的に促進を促すという意味合いから、具体的な商品名等は削除してございます。それから(4)ブランド化による需要喚起と販路網の拡大にありましては、実際の販路先について、具体的に関東地区ふるさと会やふるさと納税返礼品など、ということに記載して分かり易くしてございます。

それから41ページ、商工業ですが、ここについても現状と課題、基本方向につきましては、同じでございます。42ページの主要施策につきましては、(1)の商店街の魅力向上につきまして、起業者による店舗出店や既存商店のリフォームに支援を行い、商店の魅力向上に努める、起業者や若手後継者による商店経営安定のため支援を行います、ということでこれについては新たに追記をさせていただいております。

それから成果指標の後期なんですけれども、前期に比べれば1個増えておりまして、後継者の支援ということを追記してございます。

次43ページ、観光ですがこれもほぼ同じでございます。ただ、主要施策にありまして

5年前の計画では、(1)(2)の他に八郎瀉町らしい宿泊とサービスの提供、それから宿泊事業の喚起、町の特徴を活かした支援プランの提案、ということで記載してございましたが、なかなか難しいこともあり、この部分については削除してございます。

後、44ページの成果指標では、空き家の利活用件数の項目を廃止いたしまして、周辺市町村との広域連携といった部分に修正してございます。

次45ページ、雇用ですがここも現状と課題、基本方向は変わりません。ただ主要施策にありまして、削除した項目が二つございます。子どもへの体験学習の推進、子ども達に商工業の推進を得られる機会を作りましょうということについて、削除してございます。

次46ページ、成果指標にありましては、後期の(3)雇用促進奨励金の利用件数というところを新たに追加してございます。

次47ページ、第5章 ふるさと教育で郷土愛豊かなまちづくり、現状と課題につきましては、この5年間で小中併設校もできました。公私連携幼保連携型認定こども園も開園いたしました。

様々な環境が変わりましたので現状につきましては、経常をつくした形のもので記載してございます。

基本方向につきましても、一番冒頭の知恵を出し合い、併設校を運営する態勢を整えます、ということで新しく追記をさせていただいております。

主要施策にありましては、(1)の実践力のある子供の育成の中の一番最後、フッ素洗口を実施し、健康寿命の延伸に努めますということを新たに設けてございます。

削除してる項目がありまして、預かり保育の充実という項目であったんですけども、これについては削除してございます。

後、50ページ社会教育そこにつきましては、現状と課題はほぼ同じでございます。

ただ、基本方向におきましてして下から3行目、学校運営協議会(コミュニティスクール)を立ち上げます。地域との連携・融合に努めという記述を、新しく追加してございます。

そして51ページ、主要施策におきましては、(6)におきまして令和2年度に冷暖房機の交換は終わりましたがという実際のところを追加してございます。

53ページ、社会体育ですが、基本方向におきまして4行目、保健課・福祉課と連携して健康寿命延伸を目指した施策の展開を図ります、ということを新たに記載してございます。

主要施策につきましては同じでございます。後、56ページ、効率的・効果的な行財政運営のまちづくりということで、現状と課題につきましては、ここ5年間で相当な大

型事業を実施しております。

その観点で文章はほぼ変わっております。ただ、下から3行目の広報・公聴活動についてはということにつきましては、前回と同じ内容でございます。

後57ページですが、主要施策につきましては、以前公聴活動の充実ということで町民座談会による意見聴衆や、各種団体における公聴活動というのを記してございましたが、なかなか実施が難しい関係もございまして、ここについては削除をしております。

58ページの広域連携については同じでございます。

以上が後期基本計画の概要でございます。続きまして、関連がございますので財政計画の方も説明させていただきたいと思っております。

資料の方でございますか。ただ今、足早に説明させていただきました指針に基づきまして中期財政計画を令和3年度から令和7年度まで策定しております。

この数字の計上の考え方でございますけれども、11ページをご覧ください。推計の条件ということで、決算見込みをベースに推計しております。毎年度の形式収支は1億5千万程度と想定して、歳入の基金繰入金で歳入の不足分については調整していることを基本としております。

そして次から歳入の試算についての考え方を、各項目に基づきまして説明してございます。一番大きなところでは、地方税につきましてはコロナ禍の関係でその今後も大きく減少することが見込まれると、そのため推計がなかなか難しいものですから、平成27年度から令和2年度決算見込みまでの増減率を参考にして試算いたしました。

③の地方交付税、これにつきましても今年の国のコロナ交付金とか、第3次補正予算ですとか、かなり国の方でも予算を費やしております。

交付税の行方は現時点でどうなるものか一切分からない状態です。そういう特別事情もございまして、これまでの予算額と決算額を睨みまして、措置されるであろう額が大きくなならない見込みで計上をしております。

後、⑥番の国・県支出金については、これまでの少子高齢化に伴う社会保障経費の増加や、各種大型事業実施時の歳入見込みを基に試算してございます。繰入金の⑨番ですけども、特別会計精算に伴う繰り入れと、がんばれふるさと基金の繰り入れそれを見込んでございます。

特に財政調整基金、減債基金につきましては、需要に応じて追加をしております。

次の13ページの⑫番、町債につきましては、計画期間内に実施予定している大型事業の見込み額に基づいて、それぞれ町債を見込んでおります。

なお、町債につきましては、これまでも交付税措置のある町債を発行しております。

次に(2)番、歳出試算でございます。人件費につきましては、令和3年度当初の職員数を基に定年退職者数と採用人数のバランスを考慮し、毎年度同程度の職員数として試算してございます。

会計年度任用職員についても、令和2年度決算見込み額を基に試算しております。

後、物件費、維持補修費につきましては、経常的な経費等について毎年度の決算額を参考に試算しております。

扶助費によりましては、国の施策や社会情勢による影響が大きいものでございまして、これも令和2年度までの決算見込み額を基に増加率を算出して試算しております。

補助費につきましても、令和2年度までの決算見込み額を基に高水準で据置として試算しております。

普通建設事業費ですが、毎年度計上している経常的な街灯工事費等に、計画期間内に実施予定の大型普通建設事業費を積上げ試算しております。

なお、この大型事業費につきましては、この財政計画に見込んだ事業といたしまして、役場新庁舎の建設事業からそれに関連する事業、防災行政無線子局改修、それから学校、改修、武道場改修、改善センターの改修、それからB&Gの改修も令和4年度予定ということでは入れております。

⑦番の公債費、現段階での償還見込額プラス先程私が説明した各大型建設事業、それから公共施設等適正管理推進事業関係ということでは、新庁舎の起債のことでございます。後、普通交付税の代替財源となる臨時財政対策債、これも償還予定額を加算してございます。

後、15ページ⑩番、繰出金につきましては、公共下水道事業繰出金が増加傾向にある現状でありますので、これも元年度までの決算、2年度までの決算見込み額を基に増加率を算出して、毎年度増加するものとして試算しております。

その結果が次の16ページでございます。歳入、歳出、各項目ごとに令和2年度から令和7年度まで記載してございます。

この結果、財源不足になる金額といたしまして、この財源を財政調整基金から繰り入れるわけなんですけれども、この繰入額というのがすいません、財源不足額を繰り入れ

た結果、財政調整基金の残高が下から3行目です。令和2年度では24億、令和3年度では19億8千万、という風に少なくなってきました、令和7年度では約6億5千万円という残高見込みとなっております。

ちょっと足早に説明いたしました、この総合計画に基づく事業を推進した場合に、このような財政が定かになるということで理解していただきたいと思います。

簡単ですが以上で説明を終わります。

なお、この後期基本計画の策定に当たりましては、委員10名でまちづくり計画策定審議会を2回開催しております。

5年前につきましては、5年前は30名の方の委員により各部会、総務部会、保健福祉部会、生活環境、産業観光、教育文化の5つの分科会に分かれて、審議していただいた訳でございますが、冒頭の説明にもありましたように、後期基本計画というのは当初策定した総合計画と何等目立つところは変わっていないと、ただ時間の経過と共に当初予定していた目指すものが現状が変わってきた場合、そこについて修正をして作っていくものだというので、審議会も委員を10名とし、審議会の開催も2回に留めてございます。

なお、審議会の委員の意見を踏まえ、文章の言い回し等それから若干の変更があることをご了承いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議長 伊藤秋雄 それでは質問に入る訳ですが、なお、ページ数を指摘してから質問してもらいたいと思います。質疑ありませんか。はい、8番 畠山君。

8番 畠山一充 8番の畠山です。検討してもらいたいのですが、10ページでございます。一番下段のところの関連する個別計画の中で、第4次八郎潟町地域福祉活動計画、これ社会福祉協議会、私がまだいたころ令和元年、当時一年掛りでこう策定委員20名の構成で、その中に役場の保健、福祉課長入ってもらいまして、一年掛りで策定したものでございまして、5年計画でございます。

これ見ますと町の計画という風な捉え方になるかわかりませんが、例えばですけど、ここに社会福祉協議会という名称というか、入れてもらうことというかご検討でございます。

議長 伊藤秋雄 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 これについては、そのように修正したいと思います。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。はい、2番 小柳さん。

2番 小柳 聡 中期財政計画の16ページですが、財政調整基金残高の推移を受けて、令和2年度に24億あるのが、令和7年度だと7億弱になってしまうということだと思います。一時的に財政調整基金の持ち方というのはまず、町税が一年位なくても7年位持つのがという言い方もあるんですけども、この減り方が短期間でちょっと全部は見えてないんですけども、どの分野にこの財政調整基金が流れているのか、というところをもうちょっと説明していただきたいと思います。

議長 伊藤秋雄 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 各年度ごとの基金からの取り崩し額については、ちょっと説明いたしませんでしたが、一番大きいのが令和3年度、今当初予算に上っている新庁舎建設を始めとする大型事業関係でございます。

令和4年度も8億7,500万程を予定してございます。これは何かと言いますと、現庁舎の解体、これは財源が補助金等が起債・町債を充てることができません。

で根本の本当の概算なんですけども、このアスベスト含まれている庁舎なので、3億円という数字も聞こえて来たりはしてございます。

それらの関係でまだ大型事業がプラス学校改修事業、これが1億5千万円位見込んでございます。そういった関係で令和4年度が最も取り崩しが多いという風に試算をしてございます。

令和5年度は3億3千万程、令和6年度以降は約2億円ちょっと位ずつを取り崩す予定としております。

なお、この財政調整基金につきましては、来年度の収入支出のいわゆる繰越金に当たる部分の2分の1を積み立てるか、繰上償還しないといけないという風に、地方自治法で定められております。

今回、歳入の方につきましては、安全な数字で見えております。実際には実質収支1億5千万とかって書いてあったんですけど、毎年2億円位は出ております。そういった関係から多分実際は、もうちょっと緩やかな基金の減り方になると思っております。以上です。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。ありませんか。2番 小柳君。

2番 小柳 聡 総合計画の45・6ページのところで、子供の体験教育というところがカットされたというところなんですけど、その意味合いというか何でカットに至ったのかというところをちょっとお答え願います。

議長 伊藤秋雄 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 この体験学習につきましては、なかなか学校との調整が難しいこともありました。それでまず今回は一旦5年間やった訳ですけども、実績がゼロということで、今回まじり送った経緯があります。以上です。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて、議案第16号についての質疑を終わります。次に、日程第2、議案第17号 八郎瀉町過疎地域自立促進計画の変更について、を上程いたします。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 会議日程資料の24ページをご覧ください。
議案第17号 八郎瀉町過疎地域自立促進計画の変更について
解体基金条例に基金を積み立てるため、現行計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議下さるようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これについて質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて、議案第17号についての質疑を終わります。これより、各常任委員会を開いていただきます。なお、最終日3月17日は、午後3時より本会議を開きます。本日の会議はこれをもって散会いたします。どうもご苦労様でした。

(閉会 午後2時11分)

令和3年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第9日目 令和3年3月17日（水）

議長 伊藤秋雄 ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開きます。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第1、本会議で各常任委員会に付託された議案第5号から議案第15号及び議案第18号から議案第26号までの20議案、並びに陳情について、各常任委員長の報告を求めます。
始めに、総務産業常任委員長 小柳聡君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 小柳聡 （総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 伊藤秋雄 次に、教育民生常任委員長 石井清人君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 石井清人 （教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 伊藤秋雄 これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。
まず始めに、総務産業常任委員長 小柳聡君に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑ないようですので、総務産業常任委員長 小柳聡君に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑ないようですので、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を終わります。
これにて、各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。
日程第2、議案第5号 令和2年度八郎潟町一般会計補正予算（第10号）について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第5号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に日程第3、議案第6号 令和2年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第6号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に日程第4、議案第7号 令和2年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第7号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第5、議案第8号 令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ありませんか。（討論なしの声あり）
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第8号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。（全員起立）
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第6、議案第9号 令和2年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論ありませんか。（討論なしの声あり）
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第9号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。（全員起立）
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第7、議案第10号 令和2年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第4号）について、討論を行います。討論ありませんか。（討論なしの声あり）
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第10号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。（全員起立）
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第8、議案第11号 八郎潟町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。（討論なしの声あり）
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第11号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。（全員起立）
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第9、議案第12号 八郎潟町国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。（討論なしの声あり）
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第12号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。（全員起立）
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第10、議案第13号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
- 5番 石井清人 賛成討論です。
- 議長 伊藤秋雄 始めに、反対討論はありませんか。（討論なしの声あり）
- 議長 伊藤秋雄 それでは、5番 石井清人君。
- 5番 石井清人 5番 石井です。議案第13号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての、賛成討論を行います。国民健康保険税の資産割については、私が令和元年12月議会で一般質問をして、問

題提起いたしました。以来、町長、職員、国保運営協議会委員の方々は、このことに真摯に向き合ってくださいまして、幾多の検討がなされた結果、今回の条例改正という結論に達したことであります。

大変ご難儀したと思います。心から敬意を表します。資産割の問題点は①、勤め人の組合健保や協会健保に資産割の考えがない、そもそも医療費負担と固定資産に関連性があるのかという疑問、②、資産割は固定資産税額に定率・税率を掛けて税額を出している。つまり、税金に更に税金を賦課している、いわゆる二重課税と言われていること、③、同じ所得、同じ人数の世帯でも敷地が広いと国保税が高くなる、町営住宅やアパートに入っている人には、資産割は生じない、この不公平感がある。

今から30年位前ですが、私が在職時に川崎地区の人から屋敷が広いと国保の税金が高くなって大変だと言われて、驚いたことを覚えています。

今回の条例改正では、資産割は令和3年度と令和4年度に段階的に下げて、令和5年度から完全廃止するということになりました。

そして、資産割を廃止した分は新たな賦課はしないで、1億円の基金で対応して行くということですから、実質国保税の減税に繋がりました。町民には良いお知らせです。

役場の仕事は苦情ばかりが多く、なかなか報われるということが少ないのですが、私は良いことに対しては、評価し良くやったな、と言ってあげることも必要だと思っています。今回の国保税条例の一部改正は大賛成です。以上で賛成討論を終わります。

議長 伊藤秋雄 他に討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第13号について、委員長報告は可決
であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に日程第11、議案第14号 八郎潟町町介護保険条例の一部を改正する条例につ
いて討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第14号について、委員長報告は可決
であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に日程第12、議案第15号 八郎潟町債権管理条例の制定について、討論を行
います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第15号について、委員長報告は可決
であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に日程第13、議案第16号 第6次八郎潟町総合計画 後期基本計画の策定につ
いて討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第16号について、原案どおり決するこ
とに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第16号は、原案どおり可決されました。
次に日程第14、議案第17号 八郎潟町過疎地域自立促進計画の変更について、討
論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第17号について、原案どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第17号は、原案どおり可決されました。次に日程第15、議案第18号 八郎潟町の公の施設に係る指定管理者の指定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第18号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第16、議案第19号 町有地の処分について討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第19号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第17、議案第20号 令和3年度八郎潟町一般会計予算について討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第20号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)
- 議長 伊藤秋雄 起立多数であります。よって議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第18、議案第21号 令和3年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第21号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第19、議案第22号 令和3年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第22号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第20、議案第23号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第23号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第21、議案第24号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算に

ついて、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第24号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第22、議案第25号 令和3年度八郎潟町介護保険特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第25号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第23、議案第26号 令和3年度八郎潟町上水道特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第26号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第24、陳情について、討論・採決いたします。受理番号第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第1号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第1号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定しました。追加案件に入りたいと思います。次にお手元に配布しておりますとおり、追加案件として、諮問第1号が提出されております。これを日程に追加して、議題とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。追加日程第1、諮問第1号 八郎潟町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、を上程いたします。諮問にあたり、説明を求めます。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします諮問の概要について、ご説明申し上げます。
諮問第1号 八郎潟町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
令和3年6月30日をもって任期満了となります、北嶋峰子氏の後任として、谷村明美氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、法務大臣への推薦について議会の意見を求めるものでございます。
谷村氏は、履歴資料にありますように、教職員としての職歴も長く、人格も高潔で、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解を有する者として、充分な要件を満たしておりますので、推薦に当たって諮問するものでございます。
なお、任期は令和3年7月1日より3年間です。
よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、諮問に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
追加日程第1、諮問第1号 八郎潟町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、人権擁護委員として谷村明美氏を推薦することとし、答申することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって諮問第1号は、谷村明美氏を推薦することとし、答申することに決定いたしました。
以上、今定例会に付託された事件はすべて終了いたしました。
これをもって、八郎潟町議会3月定例会を閉会いたします。
大変ご苦勞様でした。

(閉会 午後3時59分)